

第4回田原市市民協働まちづくり会議 次第

平成20年10月14日（火）午後7時00分～午後9時30分 田原市役所北庁舎302会議室

1. 会長あいさつ

○定足数の確認 ○議事録署名者の指名 ○資料確認

2. 議 事

(1) 議事要旨の確定について（承認）

〔資料1〕第3回田原市市民協働まちづくり会議議事要旨（案）

(2) 委員連絡票による意見について（報告）

〔資料2〕委員連絡票

(3) 協働促進方針の検討（事務局提案 ⇒ 意見交換） *※本日は意見交換のみで、内容の確定はしない。*

〔資料3〕田原市市民協働促進方針の叩き台

① 今回検討部分の説明

ア 第3章第6項市民協働まちづくり基金の活用

イ 第4章会議運営、第5章実現に向けての取組、第6章方針の評価

② 前回意見による修正点の報告・全体を通しての意見

(4) 方針に関わる取組の検討

〔資料4〕地域コミュニティ団体の認定基準（素案）

〔資料5〕地域コミュニティ団体の現状（アンケート調査まとめ）

① 地域コミュニティ団体の認定基準（素案）の説明

〔資料6-1〕まちづくりを進めるための業務の委託、活動補助の展開

〔資料6-2〕市民公募型市民公益活動補助制度（素案）

〔資料7〕愛知県内自治体設置助成金一覧

② 市民公募型市民公益活動補助制度（素案）の説明

(5) その他の協議事項

3. そ の 他

○第5回会議開催日時 平成20年10月23日（木） 午後7時00分～

田原市市民協働まちづくり会議 委員名簿

	委員氏名	役 職 等	備 考
会長	すずき まこと 鈴木 誠	岐阜経済大学教授	5号委員 (学識経験者)
副会長	おかもと りくお 岡本 陸男	田原市校区総代会長	2号委員 (市民活動団体)
委員	お の かずよし 小野 和良	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
委員	ふくい てつみ 福井 哲己	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
委員	わたらい としお 渡会 登汐	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
委員	いとう のぶひろ 伊藤 伸浩	しみんのひろば運営委員長	2号委員 (市民活動団体)
委員	かわい かつゆき 河合 克之	田原青年会議所理事長	2号委員 (市民活動団体)
委員	かわさき まさお 川崎 政夫	福江地区まちづくり会議会長	2号委員 (市民活動団体)
委員	すずき ち か こ 鈴木 千賀子	田原市ボランティア連絡協議会理事	2号委員 (市民活動団体)
委員	ほんだ ち え こ 本多 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)
委員	もりした しずこ 森下 静子	あつみ NPO ネットワーク会長	2号委員 (市民活動団体)
委員	わたなべ き よ み 渡辺 紀代美	田原市体育協会書記	2号委員 (市民活動団体)
委員	ひらの しゅういち 平野 修 一	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)
委員	かわい ひろと 河合 熙人	田原市議会副議長	4号委員 (市の機関)
委員	や ぎ さとる 八木 学	田原市総務部長	4号委員 (市の機関)

※委員種別ごとに五十音順（敬称略）

事務局	役 職	氏 名	備 考
総務課	課長	藤井 正剛	
	市民協働係長	鈴木 亨	(担当者：加藤純也、渡邊敏彦)
企画課	課長	大谷 紀夫	
	企画係長	鈴木 嘉弘	(担当者：大和良行)

第1章 取組の背景と現状

(1) 市民協働のまちづくり(みんなでつくるまちづくり)の必要性

① 自治運営の自己決定・自己責任の拡大

- 2000年の地方分権一括法の施行以降、国・県の関与が少なくなり、市町村が自らの意思で決定できる範囲が拡大されるとともに、責任も重くなってきました。
- 市町村合併と行政改革により、行政能力の向上と効率化に取り組んでいますが、今後は、各地域がその特色を充分発揮できるよう市民との対話による地域の実情に即した施策展開が一層重要となっています。



② 価値観・ニーズの多様化

- 田原市は、日本一の農業産出額を誇る農村地域という面と、二兆円を超える国内有数の工業都市という面を持ち、これらに関連するサービス業も盛んで、市民は様々な職に就き、ライフスタイル・価値観も多様化しています。
- 近年、市民意識における社会モラルの低下や個人主義の浸透に対応するため、隣近所や地域による子どもの健全育成や高齢者の支援、防犯など互助機能の充実を図ります。
- 遊休農地や森林の荒廃など、当事者（事業者等）や行政だけでは解決できず、地域社会全体として取り組まなければならない課題が増加しています。

③ 総合計画による方向付け

- 合併後のまちづくりの指針として、平成17年度から市民の参加を得ながら二年間の検討を経て、第1次田原市総合計画が策定されました。
- 総合計画の6つの方針の一つに「市民参加と協働によるまちづくり」が掲げられていますので、その実現に取り組む必要があります。



④ 市民協働による成果向上への期待

- 全国一律の施策では地域特性に対応できないことから、地方分権による市の権限拡大を踏まえ、市民が望む満足度の高いサービスの実現手法として、国の誘導策や補助金を前提とせず、最初から市民と一緒に進める施策実施に期待が寄せられています。

⑤ 市民協働まちづくり条例の制定

- こうした背景から、各種の事前検討・議会の議決を経て、平成20年3月田原市市民協働まちづくり条例が制定され、協働を進める基本条件が整えられました。



(2) 市民協働のまちづくりの経過と現状

① 地域コミュニティ活動の経過・現状

○田原市は、企業転入者を受入れつつ、住民自治を充実させるため、昭和47年に国のモデル指定を受けつつ、地域コミュニティ施策の取組を始め、昭和60年からは小学校単位の活動体制（校区制）を構築してきました。

○平成15年・17年の合併後は、市全域に校区制を拡大し、市は活動拠点となる市民館を整備しています。

○市域拡大や地域課題の多様化に伴い、地域の特色を活かした身近な地域コミュニティへの期待が高まるなか、市は平成17年度に地域コミュニティ振興計画を策定し、校区まちづくり推進計画の策定・実現などについて、継続的に支援しています。



② 市民活動の経過・現状

○市内には、福祉・文化・体育などの団体や全国組織の地域団体など300以上の団体が存在していますが、多くの市民活動団体では、高齢化などによる組織の弱体化が課題となっています。

○各分野の総括団体として、社会教育団体連絡協議会（文化協会・体育協会・小中学校PTA等）、ボランティア連絡協議会（社会福祉協議会内）が組織されています。

○市民活動は、特定非営利活動促進法施行（平成10年）による特定非営利活動法人（NPO法人）も徐々に増加し、活性化してきています。

※H20年8月：16団体

○市は、市民活動団体に対し、事業の共同実施、活動支援を行い、平成19年7月市民活動支援センター（田原文化会館内）を設置しました。



③ 市民等と市の機関の協働体制

○市は、総合計画などの施策検討において、アンケート調査、各種団体代表者や公募市民の会議参加、パブリックコメント制度などによる市民参画に取り組んでいます。

○自治会等には、多種多様な市の業務が委託されていますが、今後は地域コミュニティ団体の自主性を尊重しながら、協働関係を整理・改善する必要があります。

○その他の市民活動団体と市の協働は、施策ごとに行われていますが、今後もきめ細かい行政サービスを実現する効果的な手段として、一層期待が寄せられています。

④ 市民活動団体同士の連携不足

○地域コミュニティ団体とNPO、ボランティア団体がより連携することで、互いの問題を解決できる可能性があります。今後は、連携の強化を図っていくことが重要です。

○活動PRと団体の連携を図るため、「しみんのひろば」、「福祉のつどい」などのイベントが開催されています。

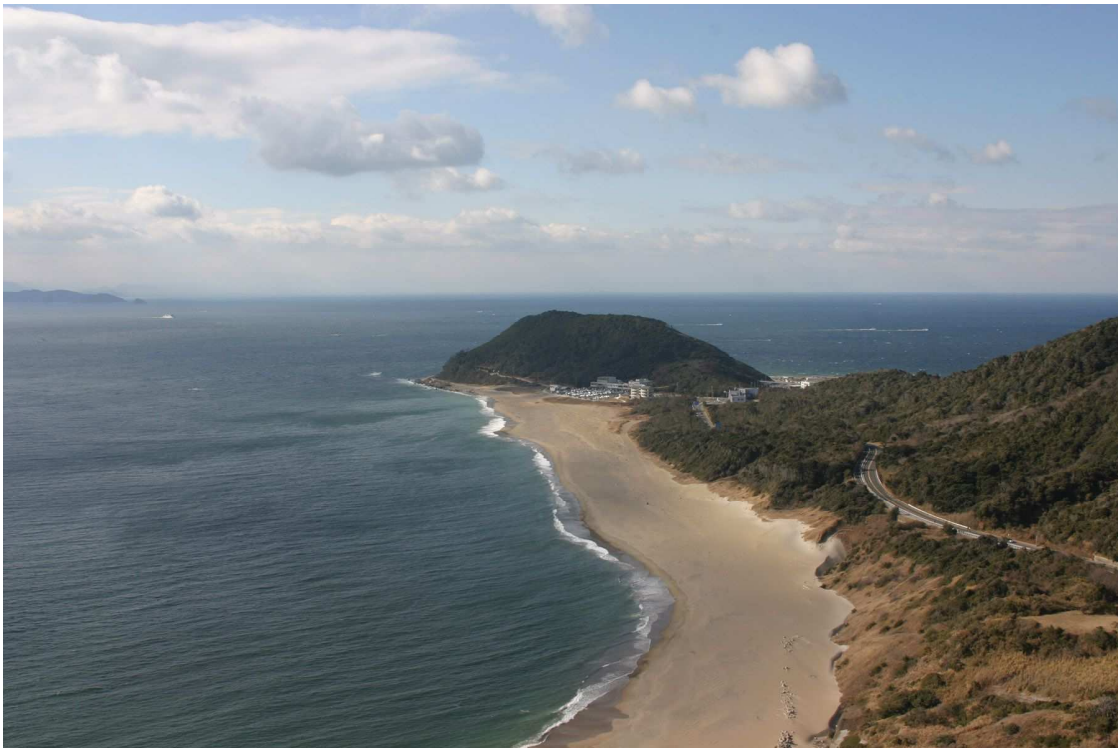


⑤ 市民等と事業者の連携不足

○これまで市内の企業・事業者は社会貢献活動として地域の活動や市民活動への人的や財

政的な支援に取り組んできました。

○今後もNPOなどの団体との協働事業を通じて社会貢献を行おうとする企業・事業者は増えていくと考えますが、互いの情報が不十分で必要性を実感できない状況もあるなど、市民やNPOなどの団体と事業者との接点が不足しています。



(「わたしが選ぶ渥美半島キラリ100選」から「ビューホテル(屋上)から観た伊良湖」優秀賞)

第2章 基本理念〔条例1条～第8条〕

（1）市民協働の基本理念【条例第1条・第3条に規定】

みんなが、それぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働によるまちづくりを進めましょう。

※ みんな = 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関 ※ 市民協働 = 市民参加と協働
※ まちづくり = 総合計画に掲げる将来都市像等の実現

（2）期待されている役割【条例第4条～第7条に規定】

「市民協働の基本理念」のもと、それぞれに期待されている役割があります。

① 市民に期待されている役割（4条）

市民は、まちづくりの主役としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加することが求められています。

◆ 条例では、次のことが市民に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9条）
- 市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する（10条）
- 身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する（16条）
- 市民協働まちづくり会議（20条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8条）

*** 用語の定義 ***

- ・市民…… 市内に居住している人、働いている人、就学している人、及びまちづくりに関わっている人を指します。
- ・市民公益活動…… 自主的に取り組むまちづくり（総合計画を実現する活動）及び社会貢献を目的とする活動を指します。但し、宗教、政治、営利活動を除きます。

② 市民活動団体に期待されている役割（5条）

市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組み、また、広く市民に理解されるような行動が求められています。

◆ 条例では、次のことが市民活動団体に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9条）
- 他の市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する（10条）
- 自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する（16条）
- 市民協働まちづくり会議（20条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8条）

*** 用語の定義 ***

- ・市民活動団体…… 市内で活動する地域コミュニティ団体、NPO（非営利活動団体）、ボランティア団体、その他のすべての団体を指します。

○ 地域コミュニティ団体に期待されている役割（5条・15条）

市民活動団体の基礎的団体として位置付けられた地域コミュニティ団体は、民主的かつ公

平で開かれた運営によって、自主的に地域課題に対処することなどが求められています。

◆ 条例では、次のことが地域コミュニティ団体に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9 条）
- 他の市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働する（10 条）
- 地域課題への対応、他の団体との連携、市民等の参加確保、意見集約・代表する（15 条）
- 市民協働まちづくり会議（20 条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8 条）

***** 用語の定義 *****

・地域コミュニティ団体……自治会（自治会・区・町内会など現在106地区）、校区（20小学校区）及び校区コミュニティ協議会（20団体）を指します。

③ 事業者に期待されている役割（6条）

事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に対して人的・財政的に支援することが求められています。

◆ 条例では、次のことが事業者に期待されています。

- 行政活動に参加・参画し、協働する（9 条）
- 市民活動団体等が行う市民公益活動に参加し、協働すること（10 条）
- 自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する（16 条）
- 市民協働まちづくり会議（20 条）に加わり、協働促進方針策定に参画する（8 条）

*** 用語の定義 ***

・事業者……市内で事業活動を行う個人、法人のすべてを指します。

④ 市の機関に課せられている役割（7条）

市の機関は、それぞれの権限・能力の範囲で、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実施するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとする。

◆ 条例では、次のことが市の機関に課せられています。

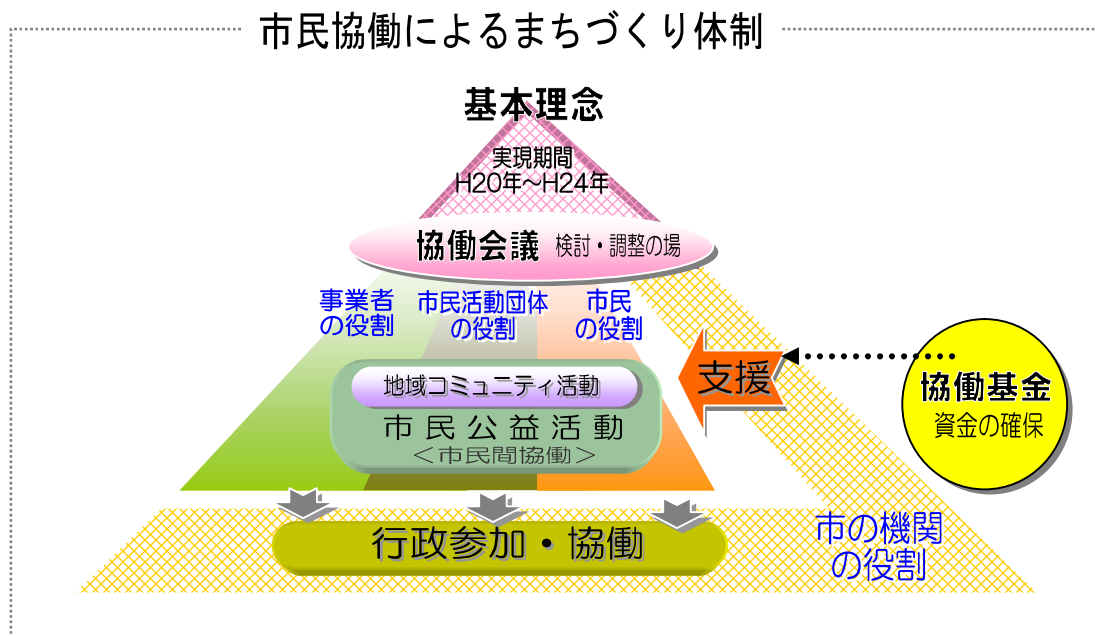
- 市民等が行政活動に参加・参画し、協働による実施を進め、状況を公表すること（9 条）
- 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組むこと（10 条）
- 市民公益活動を支援（活動環境整備、情報協力、人的・財政的支援等）すること（11～13 条）
- 地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施するとともに、意見に配慮すること（17 条）
- 民主的かつ公平な運営をしている地域コミュニティ団体を認定すること（18 条）
- 市民協働まちづくり基金を設置・管理すること（19 条）
- 市民協働まちづくり会議の必要事項を定め（20 条）、協働促進方針を策定すること（8 条）

*** 用語の定義 ***

・市の機関……執行機関としての市長・教育委員会・農業委員会・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会・公平委員会・監査委員と、議決機関としての市議会を含みます。

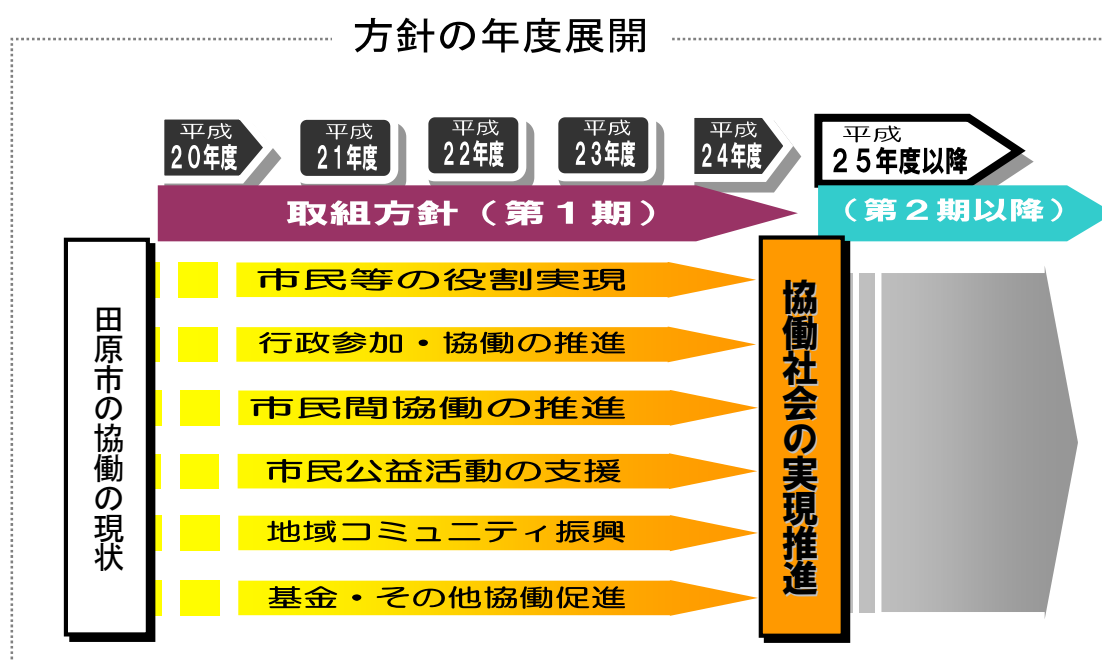
(3) 方針をつくる目的〔条例第8条に規定〕

田原市の現状を踏まえ、市民協働の基本理念を実現するために、これからみんなで取り組む基本的な方針を定めます。



(4) 方針を実現する年度

5 年間（平成 20 年度～平成 24 年度）を目標とした方針を定めます。



第3章 市民協働の6つの指針〔条例4条～第19条〕

市民参加と協働によるまちづくりを実現するため、6つの指針を定めます。

- 指針その1 市民等の役割の実現
- 指針その2 行政参加・協働の推進
- 指針その3 市民間協働の推進
- 指針その4 市民公益活動の支援
- 指針その5 地域コミュニティ活動の振興
- 指針その6 市民協働まちづくり基金の活用

■指針その1 市民等の役割の実現

【条例第4条～第6条】

市民、市民活動団体、事業者は、それぞれに求められている役割を実現して行きます。

（1）市民の取組のあり方

まちづくりの主体であることを認識し、自らできることに取り組むとともに、行政活動や市民公益活動の参加に努めて行きます。

a 市民公益活動への参加

市民の取組

〔現状〕○市民の市民活動団体への参加については、各個人の自主性に委ねられています。

■取組 ○急速な高齢化や環境問題など、身の回りの課題を認識し、市民としてできることに取り組むとともに、市民公益活動に関心を持ち、参加するなかで、達成感・充実感を味わいつつ、自らを成長させて行きます。

b 行政活動への参加

市民の取組

〔現状〕○市民の行政活動への参加については、各個人の自主性に委ねられています。

■取組 ○自らの生活環境を向上させるため、社会動向や行政運営に関心を持ち、市民として行政運営や施策を実現する事業などに参加（参画）して行きます。

(2) 市民活動団体の取組のあり方

自らの活動や、市・各種団体との協働を通して、市民等との信頼を築くとともに、まちづくりに貢献しながら、自らの活性化を図って行きます。

a) 活動PR・信頼性の向上

市民活動団体の取組

[現状] ○田原市内の市民活動団体の中には、独自又は関係団体と連携して情報誌やホームページなどで活動を市民にPRしているものもありますが、全般的には周知されていません。

○事業展開を図るために、NPO法人化する団体もあります。

■取組 ○市民や関係団体に参加を呼びかけるためには、自らの団体の活動目的・内容をPRするとともに、適正に運営されていることを自己評価・情報公開し、信頼性の向上を図ります。

b) 市民公益活動や行政活動への参加・協働

市民活動団体の取組

[現状] ○市民活動団体の公益活動や行政参加・協働については、各団体の自主性に委ねられています。

■取組 ○団体活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、市民活動団体の立場で出来ることに取り組み、活動環境の向上を図って行きます。

(3) 事業者の取組のあり方

自らの事業活動や、行政活動・市民公益活動への参加・支援など通して、まちづくりに貢献しながら、自らの事業発展を図って行きます。

a) 事業活動による社会貢献

事業者の取組

[現状] ○事業者は、各事業活動の中で地域社会に貢献しています。また、事業分野別に団体を結成し、地域公益活動にも取り組んでいます。それらは自主性に委ねられています。

■取組 ○事業活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、事業者・関連団体の立場で出来ることに取り組み、地域の発展と事業環境の向上を目指して行きます。

b) 市民公益活動への参加・支援

事業者の取組

[現状] ○事業者自身や関連団体は、それぞれが可能な範囲で、市民活動団体への社員派遣、資金協力（寄付等）、会場・資材等の提供などを行っています。

■取組 ○事業者の市民公益活動への協力促進と、その状況の地域社会へのPRによ

り、事業者（活動）の信頼向上、地域経済及び市民公益活動の活性化へと展開して行きます。

C 行政活動への参加・協働

事業者の取組

[現状] ○事業者の行政活動への参加については、それぞれの自主性に委ねられています。

■取組 ○事業活動に影響を及ぼす社会動向や市の行政運営に関心を持ち、事業者・事業者団体の立場で出来ることに取り組み、まちづくりの推進と事業環境の向上を図って行きます。



（「わたしが選ぶ渥美半島キラリ100選」から「滝頭山の恐竜の背」優秀賞）

みんなで、行政活動への市民参加・協働を進めて行きます。

(1) 市民参加・参画のあり方

**市の機関は、市民ニーズにマッチした施策内容とするため、情報を公開し
みんなの参加を得ながら、企画・実現して行きます。**

a 積極的な行政情報の公開

市の機関の取組

[現状] ○行政情報は、定期刊行する広報たはら等と、随時発行する施策パンフレットやイベントちらし等に掲載し、校区・自治会を経由する総代文書として、市民に伝えています。

○インターネット・ホームページ（市、市議会等）やケーブルテレビ（市政番組、議会中継等）、電話による声の広報、市政ほーもん講座・ぴーあーる講座等で情報を提供しています。

■取組○情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を選択・整理するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持って貰えるよう、受け手の側に立って工夫します。

b 行政活動への市民参加の拡大

市の機関の取組

[現状] ○新たな施策事業やイベント・行事等について、広報たはら、パンフレット、市ホームページ等で市民等にお知らせし、市民等による実施や行事への参加を呼びかけています。

■取組○市民等が参加しやすい方法（手法・日時・場所等）に改善するとともに、内容に応じた効果的なPRを検討します。また、市民等が参加（実施）するメリットを示せるように工夫します。

c 市民公募委員の導入

市の機関の取組

[現状] ○平成15年度から方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法令の制限がない限り、各担当課で市民公募委員を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討を進めています。

■取組 ○課ごとに募集している市民公募委員について、統一制度による取扱基準（選考基準等）の明確化を図り、応募者数の拡大を目指します。
○現状として、市民公募委員への応募は多くないため、多数の応募が得られるように、会議開催方法・検討内容の改善に取り組みます。

d 市民活動団体等への参画要請の整理

市の機関の取組

[現状] ○毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進の協議会など多数設置され、なかには20以上の会議に参加する団体代表者もあり、団体運営の負担となっています。

■取組 ○施策検討への参画要請が団体の過重な負担とならないように、目的に応じて会議の統廃合・整理を図ります。また、参加要請の際には、委員等の男女割合にも留意します。

○幅広い意見が把握できるよう開催形式・年間スケジュール等を改善するとともに、寄せられた意見の反映に取り組みます。

e パブリックコメント制度

市の機関の取組

[現状] ○パブリックコメントの手続きに関する要綱を制定し、市役所事務室や市ホームページで公表し、市民意見を反映させながら、計画等を策定しています。
※平成18年度・平成19年度：22件

■取組 ○現状として、提出意見が少ないこと、手続きに2月程度を要するために計画検討スケジュールが圧迫されるなどの課題があるため、制度の見直しを検討します。

○一方的な原案の提示と意見の受取になることから、日頃から、市の情報を分かりやすく市民等に提供し、感心を惹きつけ、理解して頂けるような情報の提供に取り組みます。

f 市民意見の提案制度

市の機関の取組

[現状] ○市民からの意見・提案は、市役所・支所等に設置された『提言箱』、田原市ホームページ投書コーナー『市民の声』などで集められた後、関係各課に送付（定期的に部長会議で報告）され、関連施策に反映するとともに、提案者に回答しています。

■取組 ○現行の提案制度を充実しつつ、日常業務で寄せられる意見を含めて、市民の意見・提案に対し、市から十分な説明が行われ、意向を反映した取組が進められるような対応方法を研究します。

g 意見交換のための会議開催

市の機関の取組

[現状] ○各分野の関係団体で構成する協議会の設置、地域コミュニティ団体を中心とする行政懇談会の開催、各種団体主催する総会等への出席により意見把握に取り組んでいます。

■取組 ○市民協働会議を始めとする各種協議会設置、行政懇談会開催、各種会議等への出席により、各種団体の個別意見及び総意の把握に努めます。

h アンケート調査

市の機関の取組

[現状] ○総合計画の実現状況を把握する市民意識調査（3年ごと市民・団体・事業者別に実施）、各分野のアンケート調査（定期又は随時）によって、統計的に市民意識等を把握しています。

■取組 ○施策実施における客観的な根拠資料となるように、アンケート等の調査方法（実施時期・対象・設問・回答方式等）を改善するとともに、回答率の向上を図ります。また、都市比較など多方面な評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。

（２）行政活動における協働のあり方

市の機関は、みんなで取り組んだ方が、少ない経費で高い効果が得られる業務を見つけ、責任・費用などを明確にしながら実施して行きます。

a 地域コミュニティ団体との協働（委託）

市の機関の取組

[現状] ○地域コミュニティ団体には、ごみ収集場の管理、交通安全の啓発活動、広報たはら等の文書配布、公園・排水施設の管理などの業務に加えて、イベントや講演会への参加や公職委員推薦など地域関係事項について幅広く依頼し、協力を得ています。

○地域コミュニティ団体においては、市からの依頼業務や行事参加が大きな負担となり、団体自身が抱える地域課題への対応に手が回らないという苦情も聞かれます。

■取組 ○市各課からの依頼項目を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の検討や、依頼事項の年間スケジュール・内容を示すことにより、負担の軽減を検討します。

○地域コミュニティ団体の抱える課題を考慮し、市からの依頼項目に取り組むことにより、地域課題も同時解決できるように工夫します。

b 地域コミュニティ団体から要望への対応

市の機関の取組

[現状] ○地域コミュニティ団体の持つ地域課題（生活環境の整備、諸制度の改善等）に関する要望は、行政懇談会、校区総代会、代表者による随時の要望によって行われています。

○市の機関では、総務課又は各事業課において、これらに対応するとともに、平成19年度からは校区まちづくりアドバイザーに連絡機能（地域の希望把握）を持たせています。

■取組 ○地域コミュニティ団体の要望内容を確認・整理するとともに、一緒になって対応策や制度改善に取り組みます。また、市の機関が実施する個々の施策についても、全体の公平性等を確保しながら、その地域に即した進め方を検討します。

c 特定業務の外部委託（市指定委託）

市の機関の取組

[現状] ○専門資格が必要となる市の業務については、多様化への対応や効率性の観点から、有資格者の採用や職員の資格取得による対応から、外部委託（事業者等）による対応に切替えています。

○専門能力を生かしたサービスと効率性の向上を目指して、事業者や市民活動団体を対象とする公共施設等の指定管理者制度を導入しています。

※平成20年度現在：34施設

■取組 ○指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業のリストアップ、責任・成果の割り振りなど制度のあり方を検討し、業務内容に応じた協働の推進を図ります。

d 市民等からの提案による協働事業（外部委託）

市の機関の取組

[現状] ○市の機関が実施すべき業務について、市民活動団体の提案により実施（団体が受託）している事業は、生涯学習分野などに見られますが、広く提案に対応する制度はありません。

■取組 ○市民・市民活動団体・事業者の側からの提案による協働事業の実現に向けて、競争入札対象業務との公平性を確保するとともに、経費算定・期待される成果確認などの仕組みを検討し、早期実施を図ります。

e 様々な協働形体の導入

市の機関の取組

[現状] ○市の施策のなかで、市民・団体等と一緒にやって取り組まないで成果を上げられない業務などにおいては、協議会等を設けて業務を進めています。

○柔軟な対応が必要となるイベント等では、市民等による実行委員会方式で実施しています。

■取組 ○業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を生かせるような協働方式の導入に取り組みます。

○PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）などの行政と民間の特性・能力等を生かした方式による業務実施を進めます。

（3）市民参加・協働状況の公表

市の施策・業務への市民参加・協働の状況は、毎年、公表することで
やり方の改善や、新たな参加の拡大を図って行きます。

a 協働会議への報告・一般公表

市の機関の取組

[現状] ○市民参加・協働については、個々に状況を公表しているものもありますが、これらをまとめて公表しているものはありません。

- 取組 ○毎年、市民参加・協働状況を項目別に取りまとめし、協働会議や一般市民に公表し、どのような分野・事業で参加・協働が行われているのか示し、他の団体が参加・協働を考えるきっかけとなるように工夫します。



(「わたしが選ぶ渥美半島キラリ100選」から「大正池と里山」優秀賞)

みんなで連携しながら、市民公益活動を進めて行きます。

＊市民間協働：市民公益活動における市民・市民活動団体・事業者の相互の協働

（１）市民間協働のあり方

市民公益活動によるまちづくりを推進するため、市民、市民活動団体、事業者が得意な能力を生かして、相互の連携（協働）を進めて行きます。

a 市民公益活動における連携・協力・援助

市民等の取組

[現状] ○イベントにおける団体の連携や事業者の協力など、市民公益活動においても協働が行われていますが、その状況は把握されていません。

○事業者の活動において、市民公益活動を支援する取組も見られますが、そうした内容はあまり市民等に知られていません。

■取組 ○市民活動団体やその活動内容が知られてないため、まず、それらを周知しながら、連携・協力・援助によって解決できることを把握し、その促進を図ります。

○各種団体等の活動目的・内容が異なることから、これらの協働を進めるためには、連携するうえでのルール（約束ごと）の明確化も必要となります。

○事業者による市民公益活動への支援やそれらの情報を広く市民等に伝達する仕組みを検討し、活動の活性化を図ります。

b 市民活動団体による市民活動の支援

市民等の取組

[現状] ○各種団体の連合組織やNPOの育成・連携を目指した中間支援団体が存在し、市の関係課と協力しながら市民公益活動の活性化や各種調整を行っています。

■取組 ○各市民活動団体の活性化を図るため、互いの能力向上や連携による課題解決を目指し、市民活動団体による市民活動団体のための自主的な支援活動の促進を図ります。

市の機関は、活動環境の整備、情報提供、人的支援、財政的支援により市民公益活動の促進を図ります。

(1) 活動環境の整備のあり方

市の機関は一体となって、市民公益活動のための施設整備、施設利用の利便性向上や、安心して活動できる環境の確保に取り組んでいきます。

a 施設等の整備・利用改善

市の機関の取組

- [現状] ○活動拠点として、文化会館、各種公園、運動施設に加え、各校区に市民館等を整備するとともに、インターネットによる公共施設予約システムによる利便性の向上に取り組んでいます。
- 社会教育団体連絡協議会において、公共性の高い行事について、文化会館等を利用するイベント等の開催日程・場所の事前調整を行っています。

■取組 ○公共施設の効率的な施設運営・利用のあり方及び利便性の向上を検討します。

b 市民公益活動の環境整備

市の機関の取組

- [現状] ○ソフト面の環境整備として、市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において市民社会活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害補償をしています。

■取組 ○公益性の高い活動について、市民社会活動災害補償制度を継続し、主催者及び参加者の傷害等に対応する体制を整えるとともに、参加者の自己責任と、公益活動として支援する部分を実態に即して明確化します。

(2) 情報提供のあり方

市の機関は、市民公益活動の情報発信に協力するとともに、個人情報保護に留意しながら、必要な情報を提供して行きます。

a 市民公益活動の市民等への情報提供

市の機関の取組

- [現状] ○公益性の高い活動（共催・後援事業等）については、可能な範囲内で、広報たはら、市ホームページ等で紹介するとともに、既存の自治会を通じた文

書配布・回覧、公共施設等へのポスター掲載により、市民へのPRに協力しています。

- 取組 ○市民等への市民公益活動の情報提供について、対象となる活動と提供方法に関するルールづくりを検討するとともに、既存の自治会を通じた配布・回覧文書などにおいては、単に情報量を増やすだけでなく、情報を受け取りやすくなるように工夫します。

b 行政情報の提供

市の機関の取組

[現状] ○市で把握できる市民活動団体に有益な国県等の情報は、極力お知らせするようにしています。

○市が保有する住民情報等は、個人情報保護法・条例の取り扱い基準に従う必要があり、現状として市民活動団体には提供していません。

- 取組 ○市民活動団体の活動情報や国縣市などの各種支援施策の積極的な伝達や市が保有する住民情報の提供方法を検討します。

(3) 人的・財政的支援等のあり方

市の機関は、市民公益活動に対して、人的、財政的、その他の必要な支援を行います。

a 市民公益活動への人的支援

市の機関の取組

[現状] ○人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、市民活動支援センターによる活動相談や校区まちづくりアドバイザー（担当職員）の派遣などによる相談業務を行っています。

- 取組 ○市の機関の職員等が各種団体に参加する機会をできるだけ多く設け、市民等と市役所の相互理解や信頼の構築を進めるとともに、自らの見識の向上も図ります。

b 市民公益活動への財政的支援

市の機関の取組

[現状] ○地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策推進に関連した補助金が支出されています。

- 取組 ○“市民の手”によるまちづくりを推進するため、市民公益活動への補助金交付など効果的な活動支援に取り組みます。また、市民協働まちづくり基金を活用し、事業の継続性や他の支援とのバランス等を検討しながら市民提案型補助事業を導入します。

c 市民公益活動へのその他の支援

市の機関の取組

[現状] ○市の施策に合致する市民公益活動（イベント等）については、共催又は後

援し、施設利用の減免や活動のPRに取り組んでいます。

- 取組 ○共催・後援等の取り扱いを明確化するとともに、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組みます。また、市民ニーズを把握し、必要となっている市民公益活動を活性化させるための支援メニューを検討します。

(4) 市民間協働の支援のあり方

市の機関は、市民同士の協働が進むように、交流の場・機会を設けて行きます。

a 市民間協働の促進のための支援

市の機関の取組

[現状] ○市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベント「しみのひろば」の開催を支援しています。

- 取組 ○市民公益活動における連携の意向（他の団体に対する協力要請等）や実現状況を把握するとともに、連携・協力・援助が進められるように情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握・提供に取り組んでいます。

◆東三河5市連携による市民活動ポータルサイト「どすごいネット」*インターネット・ホームページ



■指針その5 地域コミュニティ活動の振興【条例第14条～第18条】

まちづくりの基礎となる地域コミュニティ団体を、みんなで活発にして行きます。

(1) 地域コミュニティ団体の振興のあり方

地域コミュニティ団体を、みんなで活発にして行きます。

① 市民・市民活動団体・事業者の参加

a) 市民の加入・活動参加

市民の取組

- [現状] ○市民は、地元の自治会（区、町内会等）に所属し、その互助活動に参加することによって生活に身近な課題に対処するとともに、校区コミュニティ協議会の活動において役割が求められ場合や関心のある行事等に参加しています。
- 近年、アパート居住者などに、これらの活動に参加しない方々があり、役割分担やルール不徹底などの問題が生じています。

■取組 ○市民が生活する地域への愛着と誇りを持ち、互いに助け合うことの必要性とそれぞれが果たすべき責任を認識しつつ、身近な自治会や校区コミュニティ協議会の活動に参加し、自らができることに取り組みます。

■意見 ○市民の自治会参加は、あまり強制するようなやりかたには問題があります。高齢者などは状況に応じた取組が必要です。

■意見 ○まずは、隣近所で日常のコミュニケーションを図ることから始めることが重要です。それがないと自治会も成立しません。

b) 市民活動団体の加入・活動参加

市民活動団体の取組

- [現状] ○従来から存在する互助的な市民活動団体は、その所在地域の自治会や校区コミュニティ協議会の構成員や、協力団体として活動に参加していますが、その状況は地域ごとで異なっています。
- ボランティア団体やNPOなどの新たな市民活動団体は、その活動が認知されてないため、自治会や校区コミュニティ協議会の構成員になることは少ない。

■取組 ○市民活動団体の構成員が属している地元の地域コミュニティ団体に、加入又は活動参加することにより、団体への理解・協力を得ながら、相互に連携し合う関係を構築しながら、自らができることに取り組みます。

[現状] ○事業者は、事務所や工場等の所在地域の自治会などに出来る範囲で協力（賛助会費負担、場所や器材の提供等）しています。また、農業者の場合、地域環境に大きな影響があることから、関係団体の役員などが地域コミュニティ団体の構成員となっているケースもあります。

■取組 ○事業者として、可能な範囲で関わりのある地域コミュニティ団体に加入し、活動参加に取り組めます。

② 市の機関の支援

[現状] ○平成 18 年度に田原市地域コミュニティ振興計画を策定するとともに、総務課市民協働係において、連絡調整や活動支援を行っています。

■取組 ○市は、地域コミュニティの位置付けやあり方の検討、まちづくり計画の策定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に取り組めます。

■意見 ◎地域コミュニティを活性化させるためには、楽しめるイベントやコミュニケーションが図られる宴会が重要です。

■意見 ◎自治会長のOBを含めた地域コミュニティ団体のあり方を検討する研究会を設置し、各団体に改善策を提案します。

■意見 ◎二十年前に比べると自治会も崩壊しつつあるが、今ならまだ立て直せます。それには地域に愛着を持つことが重要なポイントとなります。

■意見 ◎市民同士のふれあいが一番重要なことだが、市民参加のイベントは、合併後は人数の関係から限定されてきたが、中学校単位や校区回り順の体育祭などを行ったら良いと思います。

■田原市地域コミュニティ振興計画（平成19年3月策定）

1. 振興方針 …… 「地域コミュニティに期待される協働社会の役割の実現」

2. 振興施策（4つ）

(1) 環境づくり

- ①地域コミュニティの位置付けの明確化
…… 条例（市民協働まちづくり条例）による位置付けの明確化
- ②地域コミュニティのあり方の検討
…… 組織の多層化・市民館組織との重複の改善、規模の適正化・運営基準等
- ③分野コミュニティ等との連携の推進
…… ニーズの多様化に対応するため、ボランティア団体、NPOとの連携推進
- ④市の地域コミュニティ振興体制の充実
…… 市役所・支所の対応体制の充実、市民館主事の研修、アドバイザー派遣等
- ⑤連絡調整の場の設置
…… 校区総代会等の運営改善、行政懇談会の開催
- ⑥市民への意識啓発
…… 広報たはらやケーブルテレビ等による地域コミュニティの紹介・参加啓発

(2) 活動の活性化

- ①計画的な地域づくりの推進
…… 校区まちづくり推進計画（校区計画）の策定支援、自治会の計画策定推進
- ②活動拠点の充実
…… 校区市民館の整備・改修・運営方法の改善、校区計画の実現推進、集会場等整備支援等
- ③地域活動の支援
…… 自主活動支援の見直し・適正化
- ④その他の活性化策の推進
…… 先進的モデル事業の募集・選定、その他新たなコミュニティ活性化策の検討

(3) 協働関係の構築

- ①役割の認識
…… 総合計画に位置付けられた地域コミュニティの役割（118本の基本事業）の認識
- ②協働ルールの確立
…… 市の計画策定への参画、協働事業への相互参加、市からの随意委託等のルール制定等
- ③最適な業務委託の実施
…… 地域コミュニティへの業務委託に際し、適格性・経済性・波及効果・意識啓発等の検証

(4) 市全体のまちづくりの推進

- ①市施策への協力
…… 市全体の視点からの市施策への協力、地域への影響の配慮
- ②地域コミュニティ間の連携
…… 地域コミュニティの連携による市の施策推進・地域コミュニティ事業の推進

b 地域コミュニティ団体の意見の反映

市の機関の取組

〔現状〕 ○地域に影響の大きい市の施策は、計画・実施に際し、校区や自治会を対象とする説明会を開催して、地域住民の意見を把握・対応しながら進めています。

■取組 ○市の施策において、地域への影響や関わりが大きなものについては、自治会や校区等で民主的な方法で集約された地域意見に配慮しながら進めて行きます。

また、市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、地域（校区）まちづくり推進計画などにおける地域の取組方針に配慮します。

■意見 ○校区ごと実施する行政懇談会や随時の打合せを開催し、地域コミュニティ団体と市の関係部課が十分に意見交換することが重要です。

[現状] ○条例施行以前は、財産保全のための地方自治法の地縁団体制度による認可が行われていますが、財産を持たない地域コミュニティ団体を公証する制度はありませんでした。

■取組 ○地域コミュニティ団体の活性化の手段として、田原市市民協働まちづくり条例施行規則の規定項目について、現状を踏まえて定める基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定（公証）します。

また、数年後には、すべての地域コミュニティ団体が認定団体となるように、運営の手引きを作成するなど、運営改善・活動の活性化に関する支援に取り組めます。

■意見 ◎地域コミュニティ団体の運営を診断するとともに、理想的な運営体制や活動を研究する組織の設置を検討する必要があると考えます。

■意見 ◎住民等に参加を呼びかける上で、認定を受け、活動が民主的に行われていることを示すことは意義があります。

■田原市市民協働まちづくり条例施行規則（平成20年4月施行）

地域コミュニティ団体の認定に関する確認事項（第2条第1項）

- ①団体の名称及び事務所の所在地
- ②代表者の氏名及び住所
- ③活動の区域
- ④構成員の状況
- ⑤規約（組織体制、役員選出、財産処分・事業運営等の決定手続きなど）
- ⑥運営の状況（市民等の参加を得るための取組、団体運営の情報公開、予算・決算・事業計画・事業報告など）



（「わたしが選ぶ渥美半島キラリ100選」から「岡田虎二郎邸宅跡」）

(2) 地域コミュニティ団体の取組のあり方

地域コミュニティ団体は、身近なまちづくりに自主的に取り組んで行きます。

① 組織体制の改善

a 組織の見直し

地域コミュニティ団体の取組

[現状] ○自治会は過去の経緯によって形成されており、規模も形態も様々となっています。校区、校区コミュニティ協議会は、ある程度の部分は市から提示された形式にそって形成されています。

■取組 ○地域コミュニティ団体への期待に応えるため、市との協働関係や自治会・校区・校区コミュニティ協議会の機能分担等を考慮し、最適な組織体制を検討し、それぞれの組織の改善に取り組みます。

■意見 ○校区総代OB、自治会長OB等により、地域コミュニティ団体のあり方（理想的な運営）を検討する研究会を設ける必要があります。

② 市民等の参加機会の確保

a 加入・参加の拡大

地域コミュニティ団体の取組

[現状] ○住民の自治会は、世帯単位の加入となっていますが、アパート居住者などを中心に未加入者が増加する傾向にあり、市街地中心部で加入率が低下しています。

○総会やイベントなどの活動は地域によって異なり、その参加状況も地域によって異なっています。

■取組 ○市民等に地域コミュニティ団体の運営ルールや活動状況の公開し、周知を図り、新たな住民等が加入・参加しやすくなるように取り組みます。また、男女共同参画（特に女性参加）や多分化共生（在住外国人への対応）についても、配慮しながら取り組みます。

■意見 ○女性の参加が得られずに困っている。地域コミュニティに女性が活躍する場が必要と思います。

■意見 ○自治会は、役員経験者でなければ分からない部分もある。一層の情報公開が必要と思います。

■意見 ○自治会役員で情報が止まり、住民に伝わってこないことがあり、それでは市民は協力できません。自治会も情報伝達が重要です。

■意見 ○自治会加入において、アパート住まいの独身者に情報を伝えるのは難しいため、参加の最低限のことだけは決める必要があります。

③ 課題対処等の取組

a 地域課題の対処

地域コミュニティ団体の取組

[現状] ○自治会、校区、校区コミュニティ協議会のそれぞれが役割分担しながら生活に身近な課題に対処していますが、住民のライフスタイルやニーズが多様化するとともに、担い手不足が問題となっています。

■取組 ○自助（自らの取組）・共助（自らできないことを隣近所や自治会等で行き組む）・公助（共助で対応できないことを行政で行き組む）による補完性の原理を基本に、地域住民の相互理解に基づく、課題対処に行き組みます。

■意見 ○自治会長が1年で交替する場合、事業をこなすことで精一杯で、課題解決までは進められません。役員間で負担を軽減させるような体制をつくり、複数年でできるような体制づくりが必要です。

■意見 ○自治会が地域課題を解決するためには、活動を見直すためのきっかけづくりが必要です。自治会長研修会を年2回は開催すると良いと思います。

■意見 ○各自治会から校区に役員（自治会長以外）を出して貰い、継続した校区課題への取組ができる体制を設けた方が良いと思います。

■意見 ○校区総代には、資金面などの権限がない。校区のコミュニティを振興するには、責任だけでなく、それなりの権限が必要だと思います。

■意見 ○地域コミュニティ団体が、独自に地域ルール（罰則付き）を決められると校区まちづくり計画なども実効力が持てると思います。

■意見 ○地域コミュニティ団体と市民の代表である議員とは、市政報告や情報交換を含めてもっと連携があっても良いと思います。

■意見 ○地域の情報は、出来る限り地域コミュニティ団体自身で把握できるような仕組みが必要だと思います。

■意見 ○校区まちづくり推進計画を策定する際のように、地域の課題を明確化し、それを誰が解決できるかを認識することが大切だと思います。

④ 関係団体との連携

a 地域コミュニティ団体との連携

地域コミュニティ団体の取組

[現状] ○校区コミュニティ協議会・校区の連絡調整の場として田原市校区総代会が開催されていますが、自治会に関する全市的な組織はなく、校区内の連絡調整体制は各校区で異なっています。

○中学校単位では、東部中学校区で連携する組織（田原市東部太平洋岸総合整備促進協議会）が設置され、市と連携しながら地域課題への対応を進めています。

■取組 ○隣接する自治会・校区・校区コミュニティ協議会との連携により、地域課題への対応を進めるとともに、自治会・校区・校区コミュニティ協議会において役割の分担を図ります。

■意見 ◎校区総代会は、市からの情報提供が中心で、校区同士の情報交換や連携・協力というテーマでの活動展開が必要です。

■意見 ◎現状、校区の会議は、校区総代から自治会長に書類を渡したり、市からの連絡事項を伝えるだけとなっています。

■意見 ◎自治会の問題について、校区として対応できることもあるので、自治会の会議に校区総代が出席してアドバイスすれば良くなることもあります。

■意見 ◎中学校単位の総代会などを開催し、連携や協力を図ることも必要です。

b 地域の各種団体との連携

地域コミュニティ団体の取組

[現状] ○子ども会や老人クラブなどの従来型の団体は、地域コミュニティ協議会の構成員となるなど連携が見られるが、新たに発足したNPOなどと連携しているケースはあまり見られない。

■取組 ○地域課題への対応において、専門分野で活動するNPOやボランティア団体などの市民活動団体との連携・相互協力によって、その解決の促進を図ります。

■意見 ◎校区コミュニティ協議会にNPOなどの市民活動団体と連携を図ることは必要ですが、はじめに、それら団体とのコミュニケーションが必要です。一番のコミュニケーションは宴席です。

■意見 ◎地域における協働の推進は、地域コミュニティ協議会が中心となって各種団体と連携する体制が良いと思います。

⑤ 意見の集約・代表

a) 意見の把握

地域コミュニティ団体の取組

[現状] ○自治会、校区、校区コミュニティ協議会は、生活に身近な課題について、必要に応じて連絡機能や会議などを通じて住民等の意見を把握しています。

■取組 ○住民等が自由に自らの意思表示し、それを民主的に汲み取ることができる体制を確保するとともに、関連事項を的確に検討できるように必要な情報提供・公開に取り組みます。

■意見 ○地域における協働の推進は、地域コミュニティ協議会が中心となって各種団体と連携する体制が良いと思います。

b) 意見の集約・代表

地域コミュニティ団体の取組

[現状] ○自治会、校区、校区コミュニティ協議会は、生活に関連する市の施策や事業者の事業等について、必要に応じて住民意見を集約して、要望や同意などの意思を表明しています。

■取組 ○地域に関する課題の関連情報を収集し、十分に理解した上で、地域内の様々な意見を把握し、これらを民主的な方法によって集約したものを地域意見として表明します。

■指針その6 市民協働まちづくり基金の活用 【条例第19条】

市民協働まちづくり基金を、市民の連携、地域振興、市民公益活動の活性化に、みんなで有効活用して行きます。

(1) 基金管理のあり方

現在又は今後の市民公益活動の資金を確保するための基金を、適切に管理します。

a 合併特例債積立部分の管理・運用

市の機関の取組

- 取組 ○この基金は、市の合併に対する国の支援として用意された手法（合併特例債による借入）を中心に原資を積み立てるため、この部分の取崩しはできないことになっています。
- したがって、この原資を確実・有利な方法によって運用し、この運用益によって市民の連帯の強化、地域振興及び市民公益活動の促進を図って行きます。

b 一般寄付等による積立部分の確保・運用

市の機関の取組

- 取組 ○この基金は、市民等の寄付による積み立ても出来ますので、市民公益活動の支援財源を確保するため、寄付募集を市民に周知して行きます。
- また、この部分の原資は、取り崩して使うことも、運用益を利用することも可能ですので、ニーズに応じて充当して行きます。

*補足 ○市に対する個人の寄付は、市内在住・市外在住ともに、ふるさと寄付金控除が適用となります（5千円以上は住民税等が控除）。

■意見 ○市のホームページに市民等からの寄付募集やその際の税額控除の制度を掲載するとともに、寄付のしおりを作成し、PRする必要があります。

(2) 基金運用益等の活用のあり方

みんなが必要と考える市民公益活動に、基金の運用益を活用して行きます。

a) 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当

市の機関の取組

[現状] ○平成20年度の基金運用益(約100万円)は、市が市民活動を振興するために設置している市民活動支援センターの事業費用(委託料等)に充当します。

■取組 ○毎年度の発生する基金運用益等は、設置目的(市民の連帯の強化、地域振興及び市民公益活動の促進)に即して、まず、市民公益活動の補助経費(公募)に充当し、残額は基金の目的に即して実施される市の関係事業の財源又は基金積み立てに利用します。

■意見 ○市民活動支援の補助金としては、年間200万円もあれば十分であり、全部使い切る必要はないと思います。

■意見 ○市民が補助金を審査する場合、事前に厳格な審査基準を設けなければ無責任な結果になってしまいます。

■意見 ○補助金は、交付を決定して権利を与える時より、結果・成果を報告させ支出額を決定する際に重点をおく必要があります。

b) 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

市の機関の取組

[現状] ○市は、過去に市民提案型補助制度を設けていたが、応募者の特定化などの問題が生じたため、これを廃止し、現在は活動への助言アドバイスなどの支援に切り替えています。

■取組 ○市民公益活動の活性化や協働意識の向上に対応するために、他の補助制度との均衡を図りつつ、基金運用益等の範囲内で市民公募型市民公益活動支援制度を設けます。

この補助制度は、市民公益活動の現状と課題を踏まえ、この活動の活性化を実現するための制度を検討します。

第4章 市民協働まちづくり会議の運営〔条例第20条〕

（１） 運営方法

条例及び施行規則等に基づき、市民協働まちづくり会議を運営します。

① 会議の委員

○公募市民、市民活動団体の関係者、事業者団体の関係者、市の機関に属する者、学識経験者などの市長が選任する15人以内の委員で構成し、任期は2年間です。

② 会議の運営

○会長、副会長は委員の互選により決定し、会長は、会議の代表、会務の総理、会議の招集などを務めます。

③ 会議の開催

○平成20年度は協働促進方針策定の関係から5回開催しましたが、平成21年度以降は年2回を定例会とし、必要に応じて臨時会を開催します。

（２） 協議事項

この会議は、次の3つの区分を協議事項とします。

① 田原市市民協働促進方針の策定・改定等

- 方針策定…… 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、権利義務・役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、参加と協働によるまちづくりを推進するため、本市の現状を踏まえた一定期間の取組方針を定めます。
- 状況確認…… 協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況を確認・評価します。
- 方針改定…… 取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針を改定します。

② 協働促進方針に関わる施策の検討

- 行政参加と協働の促進に関する施策
- 市民公益活動における協働の促進に関する施策
- 市民公益活動の支援に関する施策
- 地域コミュニティ振興に関する施策（支援・認定基準）
- 基金活用の施策（運用益等活動支援）

③ その他の必要事項の調整

- その他協働に関する調整事項 その他委員提案等

第5章 実現に向けての取組姿勢

この方針に掲げる項目が実現され、成果を上げる前提として、「相互理解と信頼の構築」が不可欠であるという認識から、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が共通して取り組む必要のある基本姿勢を示します。

① あいさつ運動

…… 全てのコミュニケーションの基本となる「明るいあいさつ」に満ちたまちづくりを進めて行きましょう。

② 会議ルールへの遵守

…… 限られた時間を有効に使い、成果の高い調整・検討を行うために、みんなで会議の基本ルールを認知し、これを守るようにしましょう。

※合意形成のルールには、4つの権利・10の基本原則を定めた「ロバーツ・ルール」などがあります。

「ロバーツ・ルール」 ～会議をうまく進めるために～

「一人が長々と自分の意見を話し続ける」、「同じ話題が蒸し返されて議論が進まない」、「一人の反対で物事が決まらない」など、会議が思うように進まず、納得いかないまま終わってしまう。会議を上手く進めるには、一定のルールが必要ということを参加者が分かっている必要があります。

会議のルールは、議会制民主主義が形づくられる中で整理され、アメリカ議会を手本に、H・M・ロバートが1876年にマニュアル化したものが「ロバーツ・ルール（ロバート議事規則）」です。

これに従って議事を進めた組織は、議会進行や手続きの混乱から開放され、国の違いを越えて、広く地域や組織の課題を解決するための話し合いのルールとして活用するようになっています。

＊4つの権利

- ①多数者の権利（過半数の賛成による決定）
- ②少数者の意見が傾聴される権利（2名以上の賛成で議案を採り上げる）
- ③構成員個人の権利（プライバシー擁護、個人攻撃を不可、一人一票の議決権）
- ④欠席者の権利（不在者投票や委任状の仕組み）

＊基本10原則

- ①組織の権利は、各構成員一人ひとりの権利にまさる
- ②すべての構成員は平等であり、その権利も平等である
- ③審査を進めるには定数以上の出席が必要である
- ④多数決で決める
- ⑤沈黙は同意を意味する
- ⑥3分の2評決ルール（構成員の権利制限・奪取の場合）
- ⑦一度に一つの議題、一度に一人の発言者
- ⑧議論が尽くされるまで表決に持ち込むことはできない
- ⑨一度採決された議題は、同じ会議では再度採り上げない
- ⑩個人攻撃はしない

③ 持続的な学習・体験

…… 自己の活動の活性化、互いの活動への理解、課題認識の共有などを図るために、社会動向・専門情報などの学習や具体的な活動を体験し、まちづくりに貢献できる知識や能力に磨きをかけましょう。

④ 無駄の削減

…… みんなで当事者意識を持って、企画段階から考え、一緒になって取り組むことで、まちづくりの活性化や長期的かつ幅広い視野を持ちつつ、地域社会や行政の無理・無駄を無くして行きましょう。

⑤ 男女共同参画

…… みんなが自分らしく輝ける社会を目指し、男女のそれぞれが互いの能力を認め合い、女性が活動しやすい場づくりを進めるなど、一緒になってまちづくりを担って行きましょう。

⑥ 幅広い世代の参加

…… 子どもから高齢者までのすべての市民が、それぞれの世代のライフスタイルや特性を活かして活躍できるように、自由な意見交換や協力体制を整え、幅広い世代の参加によるまちづくりを進めましょう。

⑦ 多文化共生

…… 増加しつつある市内在住の外国人は、既に産業などにおいて一定に役割を果たしていますが、その他のまちづくりにおいても、互いの文化を理解しながら、自己の特性を活かした活躍ができるように、参加を呼びかけて行きましょう。



(「わたしが選ぶ渥美半島キラリ100選」から「恋路が浜」)

第6章 方針の評価

田原市の現状を把握し、この方針をより良いものに改善するためには、取組状況を確認・評価する必要があります。

（１） 取組状況の把握

この方針策定から３年後となる平成 23 年度に、方針の各項目に関する市民、市民活動団体、事業者及び市の機関の取組に情報を収集・整理します。

（２） 評価の実施

方針各項目に関する取組状況から、各方針等に対する達成度や有効性・課題等を分析・評価し、改善策を検討し、方針改定に反映させます。



（「わたしが選ぶ渥美半島キラリ１００選」から「光岩周辺」優秀賞）

《 資 料 編 》

1. 田原市市民協働まちづくり条例
2. 田原市市民協働まちづくり条例施行規則
3. 田原市市民協働まちづくり会議委員名簿
4. 協働促進方針の6つの指針に関する事例集

1. 田原市市民協働まちづくり条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民参加と協働によるまちづくりの基本理念及び施策の基本事項を定めるとともに、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市の機関の役割と責務を明らかにし、総合計画に掲げる将来目標等の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来都市像等の施策方針を掲げるとともに、それらを実現するための市民等及び市の機関の役割を定めた本市のまちづくりの指針をいう。
- (2) まちづくり 総合計画を実現する活動又はその他良好な地域社会を形成するための活動をいう。
- (3) 行政活動 総合計画の実現において、市の機関の役割として実施する各種の活動をいう。
- (4) 市民公益活動 市民等が、自主的に取り組むまちづくり及び社会貢献を目的とする活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) 市民参加 行政活動に市民等が自主的に参加することをいう。
- (6) 協働 市民等及び市の機関が、それぞれの役割と責務に基づき対等な立場で協力し、相互に補完し合うことをいう。
- (7) 市民 市内に居住し、在勤し、在学し、又はその他まちづくりに関わる者をいう。
- (8) 市民活動団体 市内で活動する地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体をいう。
- (9) 地域コミュニティ団体 次に掲げる団体をいう。
 - ア 自治会 一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、交流、環境整備、文化伝承、防災、福祉等の活動を行う団体
 - イ 校区 小学校区域内の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体
 - ウ 校区コミュニティ協議会 小学校区域内の市民、自治会及びその他の市民活動団体等で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体
- (10) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (11) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(基本理念)

第3条 市民等及び市の機関は、それぞれの権利、義務及び役割を認識し、相互の理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの主体としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加するように努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第5条 市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民

公益活動に取り組むとともに、広く市民に理解されるように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動を支援するように努めるものとする。

(市の機関の役割)

第7条 市の機関は、それぞれの権能の範囲において、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実施するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとする。

第2章 協働促進の方針

(方針の策定)

第8条 市の機関は、第3条に定める基本理念に基づき、市民等と連携し、本市の協働促進の方針を定めるものとする。

第3章 市民参加と協働

(行政活動における市民参加と協働の実現)

第9条 市民等は、行政活動における市民参加と協働の実現に努めるものとする。

2 市の機関は、施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努めるものとする。

3 市の機関は、行政活動における協働の推進に努めるものとする。

4 市の機関は、行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。

(市民公益活動における協働の実現)

第10条 市民等は、市民公益活動における協働の実現に努めるものとする。

2 市の機関は、市民公益活動における市民等の協働の促進に努めるものとする。

第4章 市民公益活動の支援

(活動環境の整備)

第11条 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備するものとする。

(情報の提供)

第12条 市の機関は、市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力するものとする。

2 市の機関は、その保有する市民公益活動に必要な情報を提供するものとする。ただし、個人情報保護に留意するものとする。

(その他の支援)

第13条 市の機関は、市民公益活動に対し、必要に応じ、人的支援、財政的支援等を行うものとする。

第5章 地域コミュニティ団体

(地域コミュニティ団体の位置付け)

第14条 本市のまちづくりにおいては、地域コミュニティ団体を基礎的な市民活動団体として位置付け、その振興を図るものとする。

(地域コミュニティ団体の責務)

第15条 地域コミュニティ団体は、対象区域の市民等の福利向上を図るため、自主的に地域の課題に対処するものとする。

2 地域コミュニティ団体は、前項の場合において、必要に応じ、他の市民活動団体と協働し、相互理解による信頼の構築及びまちづくりの推進に努めるものとする。

3 地域コミュニティ団体は、対象区域における市民等の参加機会の確保に努めるものとする。

4 地域コミュニティ団体は、市全体のまちづくりの推進に配慮し、行政活動における地域に関わる課題について、対象区域の市民等の意見を把握するように努めるとともに、それら

の意見を集約し、代表するものとする。

(市民等の責務)

第16条 市民等は、自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加するように努めるものとする。

(市の機関の責務)

第17条 市の機関は、地域コミュニティ団体の振興施策を立案し、その実現に努めるものとする。

2 市の機関は、第15条第4項の規定より集約された意見に配慮するものとする。

(地域コミュニティ団体の認定)

第18条 市長は、地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として、民主的かつ公平な運営により第15条の責務を果たしている地域コミュニティ団体について、当該団体の申請に基づき認定する。

2 市長は、前項の認定について、地域コミュニティ団体が前項に定める要件を欠いていると認めたときは、これを取り消すことができる。

3 市長は、前2項の認定の状況を公表する。

4 前3項に関する手続きは、市長が規則で定める。

第6章 市民協働まちづくり基金

(基金の設置)

第19条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、市民の連帯の強化、地域振興及び市民公益活動の促進に必要な財源を確保するため、田原市市民協働まちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。また、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

4 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1項に定める目的のための経費に充てるものとし、剰余金のある場合には、これを基金に編入するものとする。

5 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 基金は、第1項に定める目的のための経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

第7章 市民協働まちづくり会議

(協働会議の設置)

第20条 第8条に定める協働促進の方針及び当該方針に関わる施策の検討並びにその他の必要事項の調整を図るため、田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）を設置する。

2 協働会議は、市民等及び市の機関を代表して市長が選任する市民参加と協働のまちづくりの実現に関わる者で構成する。

3 協働会議の運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

第8章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2. 田原市市民協働まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田原市市民協働まちづくり条例(平成20年田原市条例第4号。以下「条例」という。)第18条第4項及び第20条第3項の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 条例第18条第1項に定める認定を受けようとする地域コミュニティ団体は、地域コミュニティ団体認定申請書(様式第1号)により、次に掲げる事項を明らかにし、市長に申請するものとする。ただし、市長が別に定める場合は、この申請における記載の一部を省略することができる。

(1) 団体の名称及び事務所の所在地

(2) 代表者の氏名及び住所

(3) 活動の区域

(4) 構成員の状況

(5) 次に掲げる内容を定めた規約

ア 組織体制及び役員の選出に関すること。

イ 財産処分、事業運営等の決定手続きに関すること。

ウ その他団体運営に関すること。

(6) 次に掲げる運営の状況

ア 対象区域における市民、市民活動団体及び事業者の参加を得るための取組に関すること。

イ 団体運営の情報の公開に関すること。

ウ 予算、決算、事業計画、事業報告又はその他団体運営の状況に関すること。

2 市長は、前項の申請があったときは、条例第18条第1項の規定に基づき認定の可否を決定し、地域コミュニティ団体認定審査結果通知書(様式第2号)により、当該申請団体に通知する。

(申請内容の変更)

第3条 前条第2項の規定により認定された地域コミュニティ団体(以下「認定団体」という。)は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、市長に地域コミュニティ団体認定事項変更申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(1) 前条第1項第1号、第3号及び第5号の事項

(2) 前条第1項第4号並びに第6号ア及びイの事項で市長が別に定めるもの

2 認定団体は、前条第1項第2号の事項に変更があったときは、市長が別に定める方法により届け出なければならない。

3 認定団体は、前2項に定めのない事項の変更については、手続きを要しないものとする。

4 市長は、条例第18条第1項の規定に準じ、第1項の変更を認定したときは、地域コミュニティ団体認定変更通知書(様式第4号)により、当該認定団体に通知する。

(認定の取消し)

第4条 市長は、認定団体の運営状況を確認した結果、条例第18条第2項の規定に基づく認定の取消しを行ったときは、地域コミュニティ団体認定取消通知書(様式第5号)にその理由を明記し、当該認定団体に通知する。

2 前条第1項の変更申請において、認定の要件を欠いていると認めたときは、前項の例による。

(認定の記録及び閲覧)

第5条 市長は、第2条第2項に規定する認定、第3条第4項に規定する認定変更及び前条の

認定の取消しを行ったときは、地域コミュニティ団体認定登録簿（様式第6号）にそれらの状況を記載し、総務部総務課にこれを備え置き、一般の閲覧に供する。

（委員）

第6条 条例第20条第1項の田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）は、15人以内の委員で構成するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募市民
- (2) 市民活動団体の関係者
- (3) 事業者によって構成する団体の関係者
- (4) 市の機関に所属する者
- (5) 学識経験者その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第7条 協働会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協働会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 協働会議は、会長が招集する。

2 協働会議においては、会長が議長となる。

3 協働会議は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協働会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協働会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、会議に諮って公開しないことができる。

6 会長は、議事に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（任期の特例）

2 平成21年3月31日までに委嘱又は任命された協働会議の委員の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

3. 田原市市民協働まちづくり会議委員名簿

平成20年8月

	委員氏名	役職等	備考
会長	すずき まこと 鈴木 誠	岐阜経済大学教授	5号委員 (学識経験者)
副会長	おかもと りくお 岡本 陸男	田原市校区総代会長	2号委員 (市民活動団体)
委員	おの かずよし 小野 和良	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
委員	ふくい てつみ 福井 哲己	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
委員	わたらい としお 渡会 登汐	— (公募) —	1号委員 (公募市民)
委員	いとう のぶひろ 伊藤 伸浩	しみんのひろば運営委員長	2号委員 (市民活動団体)
委員	かわい かつゆき 河合 克之	田原青年会議所理事長	2号委員 (市民活動団体)
委員	かわさき まさお 川崎 政夫	福江地区まちづくり会議会長	2号委員 (市民活動団体)
委員	すずき ちかこ 鈴木 千賀子	田原市ボランティア連絡協議会理事	2号委員 (市民活動団体)
委員	ほんだ ちえこ 本多 智映子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)
委員	もりした しずこ 森下 静子	あつみ NPO ネットワーク会長	2号委員 (市民活動団体)
委員	わたなべ きよみ 渡辺 紀代美	田原市体育協会書記	2号委員 (市民活動団体)
委員	ひらの しゅういち 平野 修一	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)
委員	かわい ひろと 河合 熙人	田原市議会副議長	4号委員 (市の機関)
委員	やぎ さとる 八木 学	田原市総務部長	4号委員 (市の機関)

※委員種別ごとに五十音順（敬称略）

4. 協働促進方針の6つの指針に関する事例集

～ 市民協働まちづくり会議における各委員からの意見 ～

■指針その1 市民等の役割の実現

【条例第4条～第6条】

(1) 市民の取組のあり方のイメージ

a 市民公益活動への参加

- 意見 ◎隣近所のコミュニケーションを見直すことから始める必要があります。
- 意見 ◎地域の親睦団体や行事に参加するだけでも、地域内のコミュニケーションを向上させるという点で意義のあることです。
- 意見 ◎行政は、市民の自主性を尊重することが大切です。

b 行政活動への参加

- 意見 ◎安全安心な暮らしのため、防犯、防災、交通安全、ごみ減量や省エネルギーなど個々の市民として取り組みことができます。

(2) 市民活動団体の取組のあり方のイメージ

a 活動PR・信頼性の向上

- 意見 ◎市民活動団体の活動内容の評価や公表がされていないため、安心して参加・連携ができません。第三者による審査制度を設ける必要があります。
- 意見 ◎役員にならなければ分からない不透明な運営をしている団体も少なくありません。これを改善しないと次第に参加が得られなくなるでしょう。
- 意見 ◎市民に名前・活動が知られている団体はごく一部しかありません。もっと市民にPRし、理解されることが必要です。
- 意見 ◎活動の歴史が長い団体は、運営を変更することが難しい面がありますが、活性化を図るには開かれた運営（情報開示）が必要と思います。
- 意見 ◎それぞれが得意分野で活躍することによって、自分でできないことを得意な人によって貰うような社会で良いのではないのでしょうか。

b 市民公益活動や行政活動への参加・協働

- 意見 ◎福祉分野のボランティア団体は、自らの団体の取り組みを進めることが、福祉のま

ちづくりの実践活動となっています。

■意見 ◎スポーツ団体は、自らの活動に取り組むとともに、市の施策の実践や協力により、市民の健康づくりや生涯学習に貢献しています。

■意見 ◎参加も協働も、市民や団体の知識レベルが向上しなければ、充実したものにはなりません。田原市が全国に誇る図書館を利用して、市民の知識向上を図ることも一案です。

(3) 事業者の取組のあり方のイメージ

a 事業活動による社会貢献

■意見 ◎農業者は、安全安心な食料を生産しながら、農村地域の環境保全にも貢献しています。

■意見 ◎事業者は、市民ニーズに応えるべき経営展開するとともに、商工会の地域活性化のイベント等を通じて地域に貢献しています。

b 市民公益活動への参加・支援

■意見 ◎個人企業は、大企業と同じような支援はできませんが、規模・内容にあった市民公益活動の参加・支援（人材・資金・資材等）の仕方があります。

■意見 ◎事業者は、市民公益活動に参加し、様々な人や活動を知ることにより、人材が育成され、事業活動を発展させる契機にもなります。

■意見 ◎日本一の農業産地という特性から、市民公益活動においても若手農業者の参加の拡大を図ることが重要です。

■意見 ◎農業者は、NPOやボランティア団体に参加するというより、地元の自治会活動において中心的役割を担っています。

■意見 ◎事業者からの支援・協力が得られるように、市民活動団体の内容をPRする必要があります。

c 行政活動への参加・協働

■意見 ◎事業者団体の代表者として、市の施策づくりに参加することは、地域全体の発展と、自らの事業環境の改善を図ることができます。

■意見 ◎専門性・効率性等を活かし、市の施策の一部業務を受託することで、行政の効率性向上に貢献します。

（１）市民参加・参画のあり方のイメージ**a 積極的な行政情報の公開**

- 意見 ◎市民から掲載内容の希望を取り、自分の見たい時間に利用できるインターネット・ホームページによる情報提供の充実を図ります。

b 行政活動への市民参加の拡大

- 意見 ◎市民活動団体や事業者団体の情報連絡（会報・ホームページ等）に関連する行政情報を掲載し市民等にPRします。

c 市民公募委員の導入

- 意見 ◎『まちづくり市民塾』を創設し、まちづくりに関心のある市民が行動するための知識を修得できるようにするとともに、公募委員候補者を養成したら良いと思います。

d 市民活動団体等への参画要請の整理

- 意見 ◎各種団体の代表者は必然的に年齢が高いため、若者の意見を聞き入れる仕組みをつくるのが大切です。

- 意見 ◎その分野内の団体における意見を調整する仕組みがあれば、市から要請される会議への参加は、複数の役員で分担することができます。

g 意見交換のための会議開催

- 意見 ◎市長との対話を希望する市民活動団体を公募し、複数団体合同の対話集会『市長の日』を設け、意見交換を行います。

（２）行政活動における協働のあり方のイメージ**a 地域コミュニティ団体との協働（委託）**

- 意見 ◎自治会長等は、時間的拘束が大きすぎて受けて貰えにくくなっています。地域コミュニティ団体と市による改善の検討が必要です。

b 地域コミュニティ団体から要望への対応

- 意見 ◎校区（コミュニティ協議会）で決定した地域独自ルールについても、市の条例のように制度化（義務化）できれば良いと思います。

- 意見 ◎自治会の課題について、校区（コミュニティ協議会）でまとめて要望する仕組みが理解されていません。

c 特定業務の外部委託（市指定委託）

- 意見 ◎利用する団体等が主体となって、施設を管理運営（受託）することにより、施設利活用の向上を図ります（指定管理者制度）。

d 市民等からの提案による協働事業（外部委託）

- 意見 ◎市民・団体・事業者が、それぞれ身近な道路の除草など管理を行うことで、まちづくりに貢献する仕組みづくりが必要です。
- 意見 ◎事業内容によっては、委託事業よりも補助金の方が自由にできます。

e 様々な協働形体の導入

- 意見 ◎緑のまちづくりのように、市が花の苗を育て、市民・団体等が定植・管理を分担して進める形が良いです。
- 意見 ◎市・市民活動団体・事業者が連携し、環境美化や交通安全などに対応する協議会は、参加者自身の意識改善の効果があります。
- 意見 ◎田原市は、他の自治体に比べて、財政面で信用力が高く、P F I など民間活力の導入した手法が実施しやすいと思います。
- 意見 ◎以前行われていた町民体育祭のように、地域が競い合うイベントを行い、地域内と市全体の連帯意識を築く必要があります。
- 意見 ◎実行委員会方式のイベントでは、もっと市民団体に役割や責任を持たせた方が達成感のある内容になるのではないのでしょうか。



（「わたしが選ぶ渥美半島キラリ100選」から「蔵王山」）

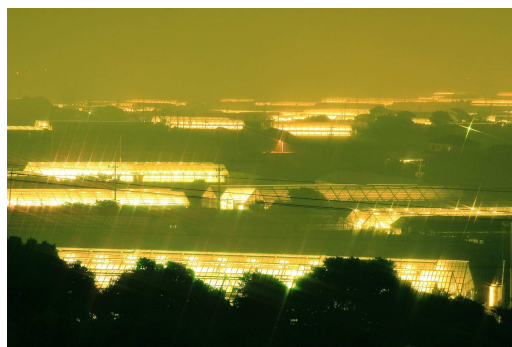
（1）市民間協働のあり方のイメージ

a) 市民公益活動における連携・協力・援助

- 意見 ◎食事やお酒を飲みながら腹を割って話せる交流会は、数回の会議よりも効果があるので、市民活動団体主催で実施すると良いと思います。
- 意見 ◎事業者は、農業・商業・工業のそれぞれの団体内にしか交流がないので、全体が集まる場を設け、産業連携を進める必要があります。
- 意見 ◎市民から直接、各団体（市民公益活動）に経済的支援ができる制度があれば良いと思います。
- 意見 ◎自治会と地域外のNPO等との連携は、地域から見た意見や、外から見た意見を互いに知ることによって活動の参考にできます。
- 意見 ◎市民活動団体同士の交流・連携を進める際、市は直接介入しない方が良いでしょう。
- 意見 ◎地域コミュニティ団体から活動場所を借りているが、今後も協力を得るには活動を理解して貰うことが重要です。
- 意見 ◎市民団体間の協働では、それぞれの団体の思いを知ることが重要です。

b) 市民活動団体による市民活動の支援

- 意見 ◎市民活動団体の連絡調整の場を設け、そのなかで情報交換や相互協力を行うことができるのではないのでしょうか。
- 意見 ◎他の市民活動団体の活動と連携しながら、自らの活動目的を達成するためには、情報ネットワークを形成する必要があります。



（「わたしが選ぶ渥美半島キラリ100選」から「電照風景」）

（１）活動環境の整備のあり方のイメージ

a 施設等の整備・利用改善

- 意見 ◎遊休施設の市民公益活動への提供が検討されていますが、現状では、利用時の維持管理経費の負担が利用のネックとなっています。
- 意見 ◎公益性の高い事業は、優先使用（予約）できるようにするとともに、使用料の減免を行います。
- 意見 ◎公共施設の優先利用等調整ルールを制度化し、その運用状況を一般公開します。
- 意見 ◎各団体にとっては必要だが、使用頻度が少なく購入するまでには至らない器具・備品を市で揃え、みんなで使うことも考えられます。
- 意見 ◎児童クラブの影響で市民館の利用が満杯になっています。市の施策で利用する際にも調整を十分にする必要があります。
- 意見 ◎利用者からの意見を取り入れ、施設の改善して行く体制が必要で、柔軟な対応ができるように予算を確保が望みます。

b 市民公益活動の環境整備

- 意見 ◎どのような活動・団体に対して、ふれあい保険が対象になるのかをわかりやすく市民等にPRすることが必要です。
- 意見 ◎行事に参加する際、嘱託員（非常勤公務員）の立場と市民として参加する場合では、取扱いに改善が必要な不合理面があります。

（２）情報提供のあり方のイメージ

a 市民公益活動の市民等への情報提供

- 意見 ◎ボランティア団体のメンバー募集・活動PRを、市の関係課が支援することによって、その分野の市の施策も進んでいきます。
- 意見 ◎東三河5市で協働運営している市民活動のポータルサイト「どすごいネット」をPRし、市民活動団体の情報を幅広く発信します。
- 意見 ◎自治会を通じて配布する文書は、チラシが多いので、出来るだけ広報の中に集約し、すべての情報は市ホームページで見られるようにします。

- 意見 ◎自治会を通じて配布する文書は、単に情報提供ではなく、地域のコミュニケーションにおいて重要な役割があります。

b 行政情報の提供

- 意見 ◎市民活動団体の活動情報を関係団体に紹介します。
- 意見 ◎愛知県地域づくり団体連絡交流会や国県の各種支援施策を関係団体に紹介します。
- 意見 ◎安心安全のための実施する市民公益活動に対する住民情報について、個人情報保護に適合する仕組みを検討します。
- 意見 ◎市の補助事業として実施する場合、個人情報の適正管理の仕組みを検討して、住民情報を出せるようにする必要があります。
- 意見 ◎本来、住民情報は、隣近所のコミュニケーションで集めることが理想であることを常に意識する必要があります。

(3) 人的・財政的支援等のあり方のイメージ

a 市民公益活動への人的支援

- 意見 ◎公益性の高い活動が認められる市民活動団体に市職員を派遣させることで、団体活動の活性化を図ることを検討します。
- 意見 ◎市の業務に市民活動団体のメンバーを参加させるという方法も人材育成になります。
- 意見 ◎市民活動団体に必要なアドバイザーとして、市の職員（専門分野）を指名できる制度を設けます。
- 意見 ◎国の制度を利用して、全国で活躍する各分野のスペシャリストをアドバイザーとして来て貰うことで突破口が開けます。
- 意見 ◎市民活動支援センターの開設日・時間を拡大し、団体が相談しやすい体制にします。

b 市民公益活動への財政的支援

- 意見 ◎市民公益活動に対する公平な支援を実現するルールを検討し、補助金の既得権意識を無くす必要があります。
- 意見 ◎すべての補助金について、事業内容・金額・成果等を市民に公表し、市民の評価を受ける必要があります。

c 市民公益活動へのその他の支援

- 取り組み例 ◎イベント等の共催・後援等の制度化し、その運用状況を公表します。
- 意見 ◎活動活性化のためにハードルの高い表彰制度を設ける。全部の団体が自動的に貰えるようでは意味がありません。

(4) 市民間協働の支援のあり方のイメージ

a 市民間協働の促進のための支援

- 意見 ◎市民、市民活動団体、事業者から、市民公益活動として利用可能な施設の情報提供を受け、必要な団体に伝える仕組みを作ります。
- 意見 ◎警察、消防、事業者が連携して、校区防災フェアを実施しているが、これらをつ結びつけてくれる市の役割はますます大きくなっています。
- 意見 ◎自治会など地域コミュニティ団体も「しみんのひろば」に加入し、連携を深めたら活動の幅が広がると思います。
- 意見 ◎「しみんのひろば」は、市民団体の発表の場であり、団体主導で運営すべきで、市の役割は場の確保とPRで良いと考えます。



(「わたしが選ぶ渥美半島キラリ100選」から「神戸町菜の花畑」)

■指針その5 地域コミュニティ活動の振興

【条例第14条～第18条】

（１）地域コミュニティ団体の振興のあり方のイメージ

① 市民・市民活動団体・事業者の参加

a 市民の加入・活動参加

■意見 ◎市民の自治会参加は、あまり強制するようなやりかたには問題があります。高齢者などは状況に応じた取組が必要です。

■意見 ◎まずは、隣近所で日常のコミュニケーションを図ることから始めることが重要です。それがないと自治会も成立しません。

② 市の機関の支援

a 地域コミュニティ団体の振興策

■意見 ◎地域コミュニティを活性化させるためには、楽しめるイベントやコミュニケーションが図られる宴会が重要です。

■意見 ◎自治会長のOBを含めた地域コミュニティ団体のあり方を検討する研究会を設置し、各団体に改善策を提案します。

■意見 ◎二十年前に比べると自治会も崩壊しつつあるが、今ならまだ立て直せます。それには地域に愛着を持つことが重要なポイントとなります。

■意見 ◎市民同士のふれあいが一番重要なことだが、市民参加のイベントは、合併後は人数の関係から限定されてきたが、中学校単位や校区回り順の体育祭などを行ったら良いと思います。

b 地域コミュニティ団体の意見の反映

■意見 ◎校区ごと実施する行政懇談会や随時の打合せを開催し、地域コミュニティ団体と市の関係部課が十分に意見交換することが重要です。

c 地域コミュニティ団体の認定制度

■意見 ◎地域コミュニティ団体の運営を診断するとともに、理想的な運営体制や活動を研究する組織の設置を検討する必要があると考えます。

■意見 ◎住民等に参加を呼びかける上で、認定を受け、活動が民主的に行われていることを示すことは意義があります。

■意見 ◎認定基準は、地域の運営の自主性を認め、基本的部分の確認にとどめるとともに、あまりハードルを高くしてはいけないと思います。

■意見 ◎認定を受けることきっかけとして、地域コミュニティ団体自身が自らの活動を見直し、改善することが重要と思います。

(2) 地域コミュニティ団体の取組のあり方

① 組織体制の改善

a 組織の見直し

■意見 ◎校区総代OB、自治会長OB等により、地域コミュニティ団体のあり方（理想的な運営）を検討する研究会を設ける必要があります。

② 市民等の参加機会の確保

a 加入・参加の拡大

■意見 ◎女性の参加が得られずに困っている。地域コミュニティに女性が活躍する場が必要と思います。

■意見 ◎自治会は、役員経験者でなければ分からない部分もある。一層の情報公開が必要と思います。

■意見 ◎自治会役員で情報が止まり、住民に伝わってこないことがあり、それでは市民は協力できません。自治会も情報伝達が重要です。

■意見 ◎自治会加入において、アパート住まいの独身者に情報を伝えるのは難しいため、参加の最低限のことだけは決める必要があります。

③ 課題対処等の取組

a 地域課題の対処

■意見 ◎自治会長が1年で交替する場合、事業をこなすことで精一杯で、課題解決までは進められません。役員間で負担を軽減させるような体制をつくり、複数年できるような体制づくりが必要です。

■意見 ◎自治会が地域課題を解決するためには、活動を見直すためのきっかけづくりが必要です。自治会長研修会を年2回は開催すると良いと思います。

■意見 ◎各自治会から校区に役員（自治会長以外）を出して貰い、継続した校区課題への取組ができる体制を設けた方が良いと思います。

- 意見 ◎校区総代には、資金面などの権限がない。校区のコミュニティを振興するには、責任だけでなく、それなりの権限が必要と思います。
- 意見 ◎地域コミュニティ団体が、独自に地域ルール（罰則付き）を決められると校区まちづくり計画なども実効力が持てると思います。
- 意見 ◎地域コミュニティ団体と市民の代表である議員とは、市政報告や情報交換を含めてもっと連携があっても良いと思います。
- 意見 ◎地域の情報は、出来る限り地域コミュニティ団体自身で把握できるような仕組みが必要と思います。
- 意見 ◎校区まちづくり推進計画を策定する際のように、地域の課題を明確化し、それを誰が解決できるかを認識することが大切だと思います。

④ 関係団体との連携

a 地域コミュニティ団体との連携

- 意見 ◎校区総代会は、市からの情報提供が中心で、校区同士の情報交換や連携・協力というテーマでの活動展開が必要です。
- 意見 ◎現状、校区の会議は、校区総代から自治会長に書類を渡したり、市からの連絡事項を伝えるだけとなっています。
- 意見 ◎自治会の問題について、校区として対応できることもあるので、自治会の会議に校区総代が出席してアドバイスすれば良くなることもあります。
- 意見 ◎中学校単位の総代会などを開催し、連携や協力を図ることも必要です。

b 地域の各種団体との連携

- 意見 ◎校区コミュニティ協議会にNPOなどの市民活動団体と連携を図ることは必要ですが、はじめに、それら団体とのコミュニケーションが必要です。一番のコミュニケーションは宴席です。
- 意見 ◎地域における協働の推進は、地域コミュニティ協議会が中心となって各種団体と連携する体制が良いと思います。

⑤ 意見の集約・代表

a 意見の把握

- 意見 ◎地域における協働の推進は、地域コミュニティ協議会が中心となって各種団体と連携する体制が良いと思います。

■指針その6 市民協働まちづくり基金の活用 【条例第19条】

（１）基金管理のあり方のイメージ

b 一般寄付等による積立部分の確保・運用

- 意見 ◎市のホームページに市民等からの寄付募集やその際の税額控除の制度を掲載するとともに、寄付のしおりを作成し、PRする必要があります。

（２）基金運用益等の活用のあり方のイメージ

a 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当

- 意見 ◎市民活動支援の補助金としては、年間 200 万円もあれば十分であり、全部使い切る必要はないと思います。
- 意見 ◎市民が補助金を審査する場合、事前に厳格な審査基準を設けなければ無責任な結果になってしまいます。
- 意見 ◎補助金は、交付を決定して権利を与える時より、結果・成果を報告させ支出額を決定する際に重点をおく必要があります。



（「わたしが選ぶ渥美半島キラリ100選」から「日出の石門」）

平成 20 年 10 月 14 日

1 認定の目的

市長の認定を通じて、自治会、校区、校区コミュニティ協議会の活性化を促進し、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

（期待される効果）

- ・これまで地域コミュニティ団体を公的に認定する制度がありませんでした。認定を受けることにより、市における地域コミュニティ団体の位置付けを明確にすることができます。
- ・市民は、市民公益活動に進んで参加するように努めるという市民の役割があり、地域コミュニティ団体も民主的かつ公平な運営をすることが求められています。認定を受けることにより自治会等への未加入者の加入促進に寄与します。

2 認定の条件

条例に定める地域コミュニティ団体の責務を果たしているとともに、「民主的かつ公平な運営」、「福利向上の取り組み」の状況が認定する上での確認事項となります。

（「田原市市民協働まちづくり条例」より）

地域コミュニティ団体の責務

第 15 条 地域コミュニティ団体は、対象区域の市民等の福利向上を図るため、自主的に地域の課題に対処するものとする。

- 2 地域コミュニティ団体は、前項の場合において、必要に応じ、他の市民活動団体と協働し、相互理解による信頼の構築及びまちづくりの推進に努めるものとする。
- 3 地域コミュニティ団体は、対象区域における市民等の参加機会の確保に努めるものとする。
- 4 地域コミュニティ団体は、市全体のまちづくりの推進に配慮し、行政活動における地域に関わる課題について、対象区域の市民等の意見を把握するように努めるとともに、それらの意見を集約し、代表するものとする。

地域コミュニティ団体の認定

第 18 条 市長は、地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として、民主的かつ公平な運営により第 15 条の責務を果たしている地域コミュニティ団体について、当該団体の申請に基づき認定する。

- 2 市長は、前項の認定について、地域コミュニティ団体が前項に定める要件を欠いていると認めたときは、これを取り消すことができる。
- 3 市長は、前 2 項の認定の状況を公表する。
- 4 前 3 項に関する手続きは、市長が規則で定める。

■認定要件

・認定要件は、次の六つです。認定のためには全ての要件を満たす必要があります。

1. 地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を民主的かつ公平に行っていると認められること

(1) 自治会、校区

(目的)

- ①回覧板の回付及び各家庭への文書の配布等区域内の住民相互の連絡
- ②美化・清掃等区域内の環境の整備
- ③土地・家屋等自治会財産の管理及び運用
- ④防災・福祉・文化及び体育等の振興

など

(民主的かつ公平な運営)

- ①総会の開催
- ②構成員の提案を受ける機会の設置やアンケートなどの実施
- ③事業計画、予算書、決算書の作成

など

(2) 校区コミュニティ協議会

(目的)

- ①校区内の人々の連携による住民相互の信頼と連帯意識の高揚
- ②コミュニティ活動の推進

など

(民主的かつ公平な運営)

- ①総会の開催
- ②構成員の提案を受ける機会の設置やアンケートなどの実施
- ③事業計画、予算書、決算書の作成

など

2. その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

(1) 自治会、校区、校区コミュニティ協議会

3. その区域に住所を有するすべての個人（世帯）は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること

- (1) 自治会 ……………区域住民の2／3以上の加入
- (2) 校区 ……………校区内の全自治会の加入
- (3) 校区コミュニティ協議会 …校区内の全自治会の加入及び区域内の主な市民活動団体の加入

4. 構成員、市民活動団体及び事業者に対し、団体の活動の参加を得るための取り組みを行っていること

- (1) 自治会、校区、校区コミュニティ協議会
……………回覧、呼びかけ放送などでの参加呼びかけを行っている

5. 団体運営の情報を公開していること

- (1) 自治会、校区、校区コミュニティ協議会
……………回覧、掲示、集会所での閲覧などの方法で公開している

6. 規約を文書化して公開されていること

- (1) 自治会、校区、校区コミュニティ協議会
……………回覧、掲示、集会所での閲覧などの方法で公開している

①規約において定める必要のある項目

- ア 目的
- イ 団体の名称
- ウ 事務所の所在地（又は代表者の住所）
- エ 代表者の氏名及び住所
- オ 活動の区域
- カ 構成員の資格
- キ 民主的かつ公平な組織体制及び役員の選出方法
- ク 民主的かつ公平に決定される財産処分、事業運営等の決定手続き

3 認定手続きの流れ

要件の整った団体からの申請に基づき、市民を代表して市長が認定します。
認定手続きには、当初の認定申請、認定事項の変更の2種類があります。

1. 当初の認定申請

- (1) 認定申請書の提出
提出先・・・市長
申請者・・・団体の代表者
(自治会長、校区総代、校区コミュニティ協議会長)

(2) 認定申請書類

- ① 認定申請書
- ② 規約
- ③ 認定申請することについて、総会で議決したことを証する書類
(総会の議事録)
- ④ 構成員の状況
- ⑤ 住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持地及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(事業計画書、予算書)
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類(③の議事録内に代表者選出の記載があること。その他に代表者承諾書)

2. 認定事項の変更

(1) 認定申請書の提出

提出先・・・市長

申請者・・・団体の代表者

(自治会長、校区総代、校区コミュニティ協議会長)

(2) 届出が必要な変更

- ① 規約の変更(名称、目的、区域、事務所など)
(変更申請が必要で、審査を経る必要がある。)
- ② 代表者、代表者の住所、氏名などの変更
(届出だけで、審査は行わない。)

3. 認定手続

(1) 認定権者・・・市長

市長は、要件に該当していると認めるときは認定する。

(2) 認定決裁及び公表

決裁後、認定台帳に記載し、結果を通知するとともに、認定状況の公表を行う。

(3) その他

要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認定を受けたときは、その認定を取り消すことができる。

4 認定促進のための支援

認定による地域コミュニティの活性化を図るために、次の振興策に取り組みます。

1. 校区まちづくりアドバイザー（市職員）による認定準備の支援

※目標案：条例施行から3～5年間で全ての団体が認定されることを目指します。

2. 規約等運営体制の改善・活動活性化のための仕組み・支援制度等の研究

※市と自治会・校区等が協力して、自治会モデル規約や事業などの進め方を研究し、参考として示します。

3. 広報啓発による団体の活動の活性化支援

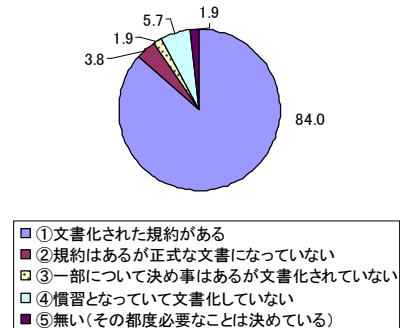
※先駆性や連携性のある活動を行っている団体を市の広報紙での紹介や活動発表の機会の設置など、その団体の活動を広くPRすることにより活性化を図ります。

地域コミュニティ団体の現状（アンケート調査まとめ）

1 自治会

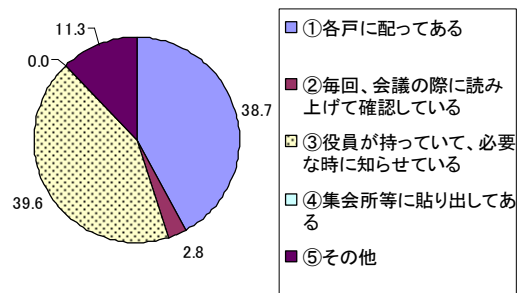
(1) 自治会の規約

- ・文書化された規約を持っている自治会は84%あり、文書化はされていないが規約はあるというを含めると98%の自治会は規約を持っている。
- ・規約自体が無い自治会もある。



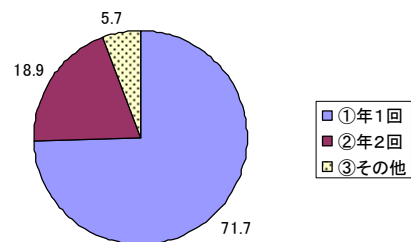
(2) 規約の周知

- ・ほとんどの自治会で何らかの方法で周知されているが、中には全く周知されていない自治会もある。
- ・周知方法については各戸配布または必要な時に知らせているという自治会がほぼ同数で両方で約80%を占める。



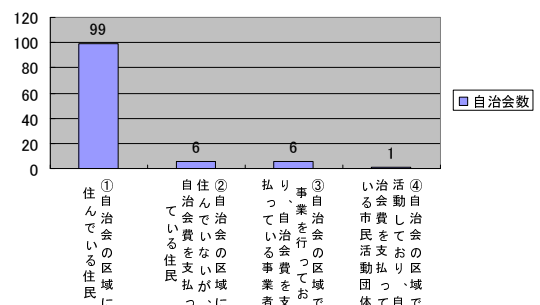
(3) 総会の開催回数

- ・ほとんどの自治会が年に1回以上総会を開催している。年に2回開催している自治会は約20%ある。



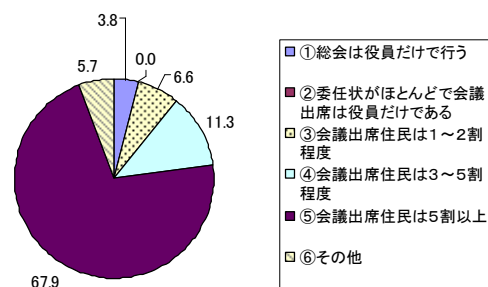
(4) 総会の参加資格

- ・総会の参加者は区域に住んでいる住民に限られる自治会がほとんどである。
- ・区域内に住んでいなくても自治会費を払っている人や事業者にも参加資格がある自治会もある。



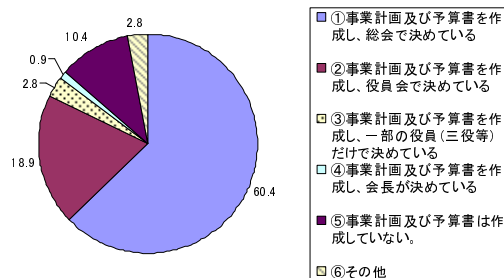
(5) 総会の出席者

- ・役員だけで総会を行う自治会もあるが、ほとんどの自治会は住民の出席によって総会を行っている。
- ・約7割の自治会では住民が5割以上出席をしている。



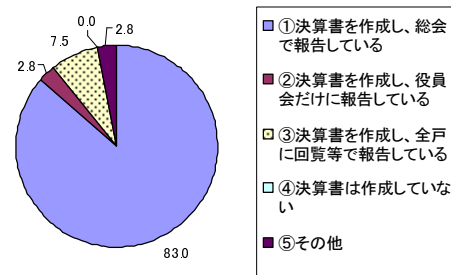
(6) 事業計画書及び予算書

- ・事業計画及び予算書は約9割の自治会で作成している。その中で約6割が総会で決めている。
- ・毎年の慣例で事業を行うため、事業計画、予算書を作成しない自治会もある。

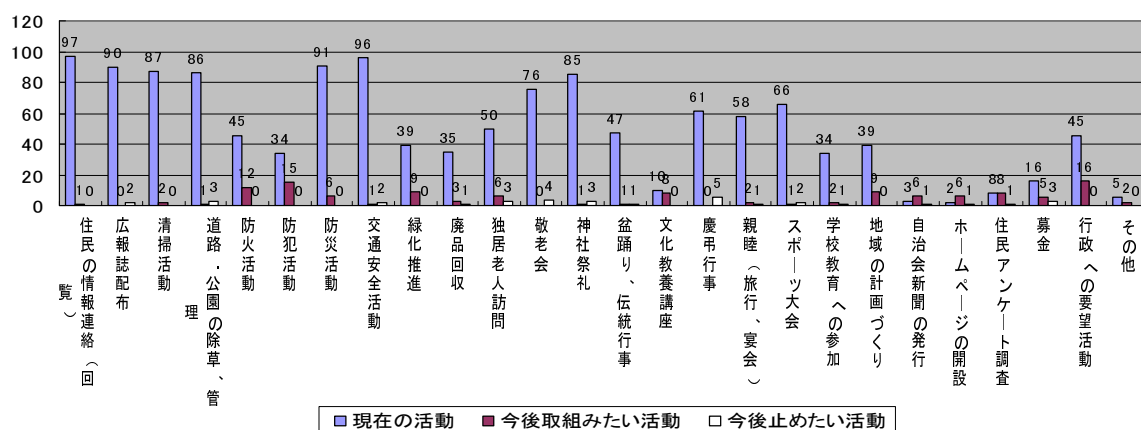


(7) 決算書

- ・決算書はすべての自治会で作成している。報告はほとんどの自治会は総会で行っており、全戸回覧で報告している自治会もある。

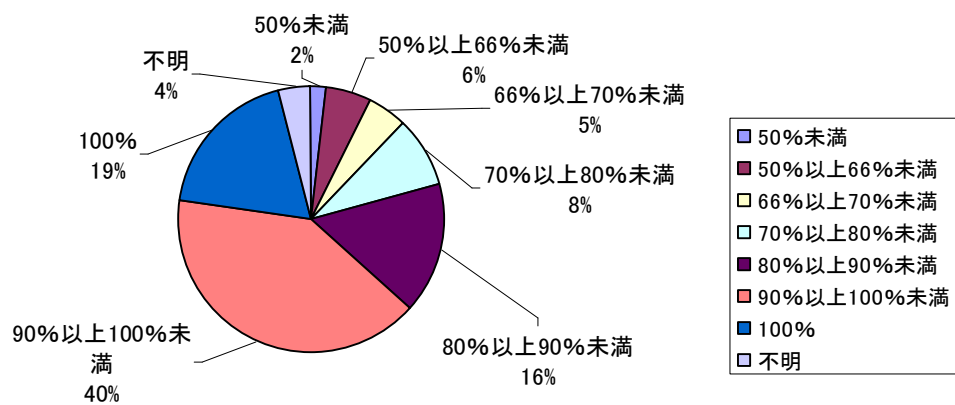


(8) 自治会としての活動



(9) 自治会加入率

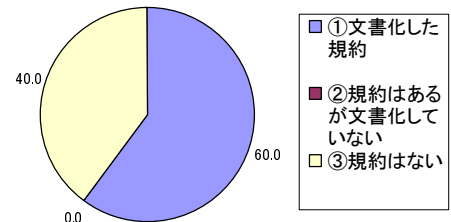
加入率	自治会数	割合(%)
50%未満	2	1.9
50%以上 66%未満	6	5.6
66%以上 70%未満	5	4.7
70%以上 80%未満	9	8.5
80%以上 90%未満	17	16.0
90%以上 100%未満	43	40.6
100%	20	18.9
不明	4	3.8
	106	100



2 校区

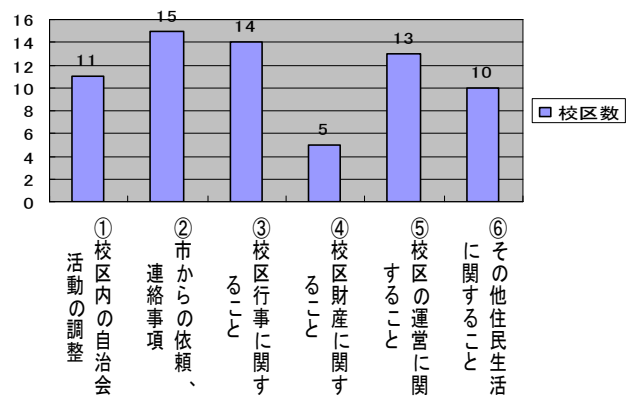
(1) 校区の規約

- ・文書化された規約を持っている校区が6割（12校区）、規約がない校区は4割（8校区）ある。
- ・規約がある校区ではほとんどの事項が定められているが、財産に関する規定がない校区が半数ある。

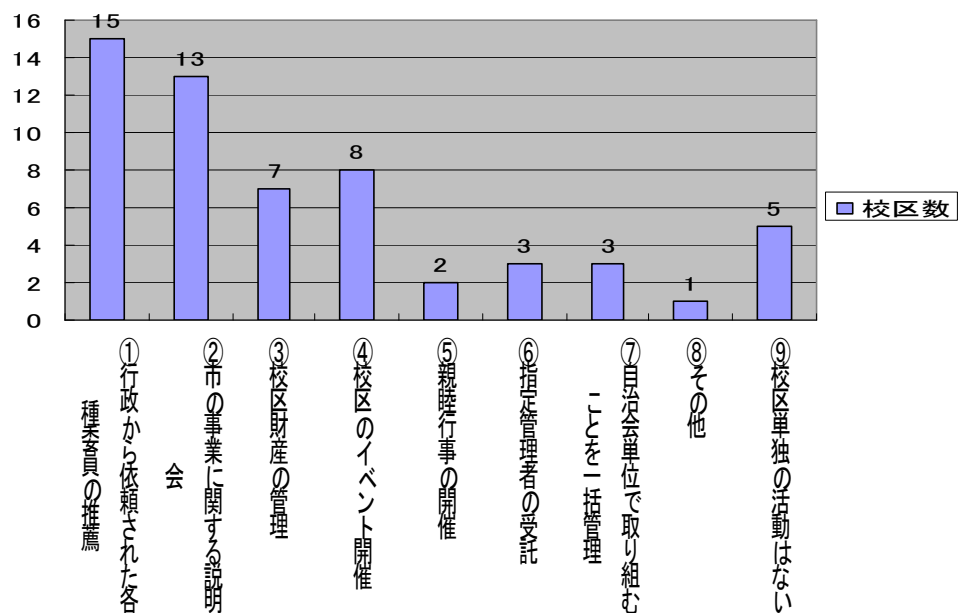


(2) 校区会議の主な議題

- ・校区の役員会はすべての校区で毎月行われている。
- ・議題については約7割の校区で市からの依頼・連絡事項が挙げられている。
- ・その他の議題として校区の行事や運営に関することが多く挙げられている。



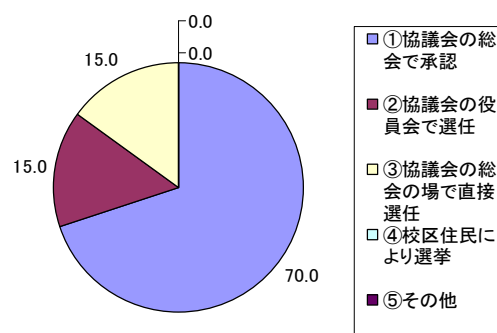
(3) 校区の主な活動



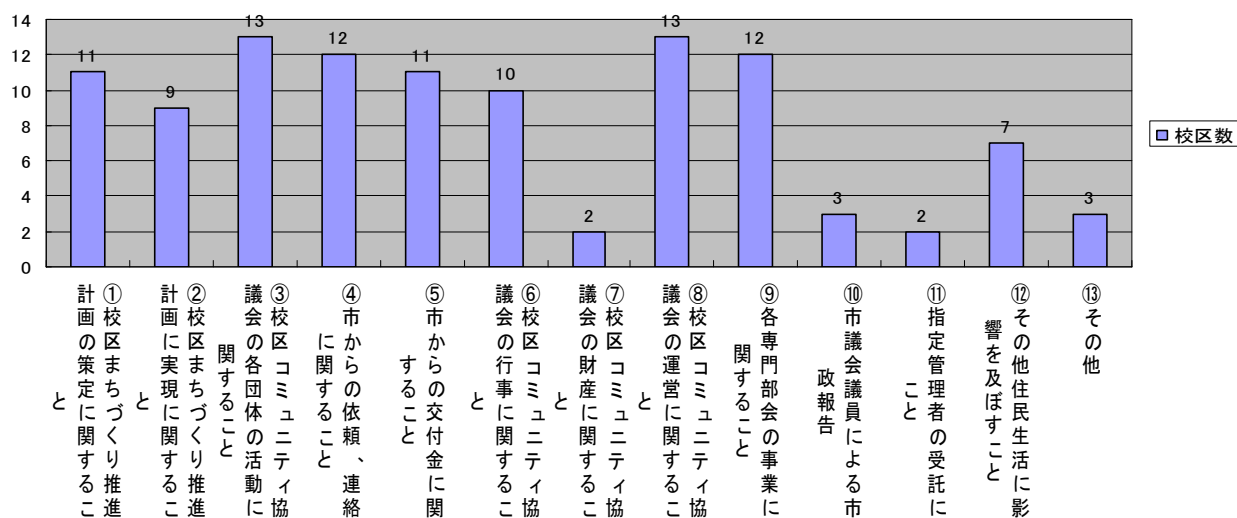
3 校区コミュニティ協議会

(1) 校区コミュニティ協議会会長の選任方法

- ・会長の選任方法として、コミュニティ協議会の総会での選挙または承認によって85%が決まっている。それ以外は役員会での選任である。
- ・会長の任期は1年または2年である。

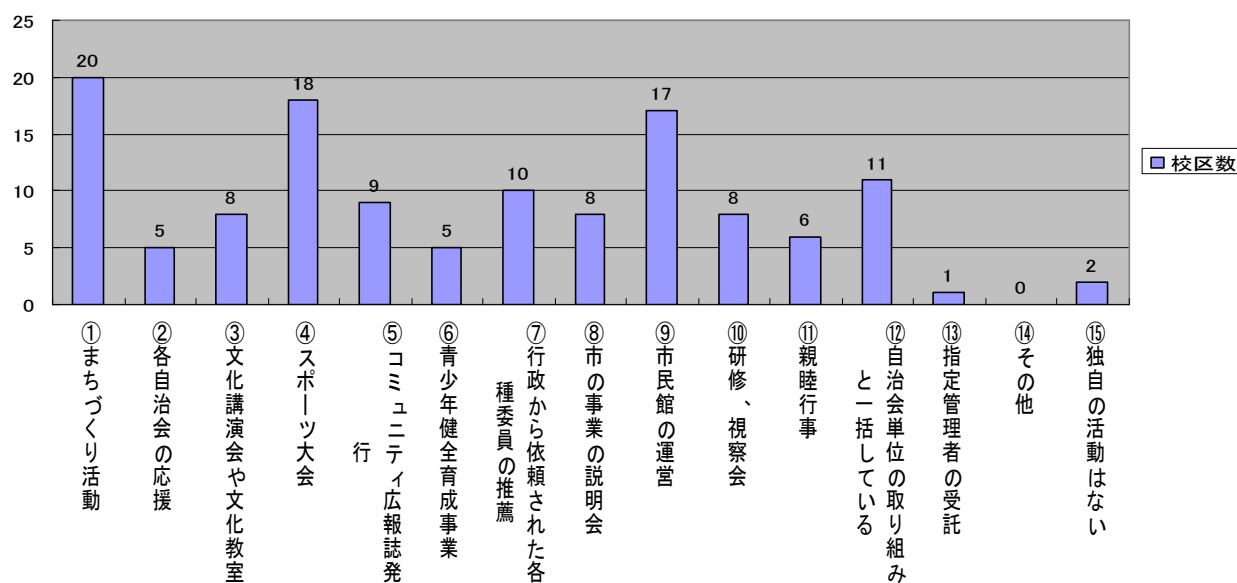


(2) 校区コミュニティ協議会の主な議題



(3) 校区コミュニティ協議会の活動

- ・「まちづくり活動」「スポーツ大会」「市民館の運営」に関してはほぼすべての校区コミュニティ協議会で行われている。



まちづくりを進めるための業務の委託、活動補助の展開

資料. 6-1

- 市の機関による行政活動は、その実施形態から「直営業務（予算の64%）」と「外部発注業務（予算の36%）」に分けることができ、専門性が必要な業務や経費削減が図られる業務について外部発注業務の推進を図っています。
- 外部発注業務は「工事」と「委託」が中心となりますが、市の施策を実現するための「補助金・交付金」、「負担金」及び「貸付金・出資金」もこれに含まれます。
- 外部発注業務のうち、「委託」は市の責任で実施すべき事業であり、「補助等」は市民・市民活動団体・事業者の責任で実施する市民公益活動の支援という区分になります。
（委託と補助の境界が不明確な事業については、施策効果及び行政資源の公平・中立な活用等の点からその都度、判断することとなります。）

まちづくり 総合計画を実現するために、各主体が取り組む活動

市の機関による行政活動（市役所の業務）

直営業務 職員等による実施業務

委員報酬、職員人件費、臨時職員等賃金、職員等旅費、謝礼・交際費、需用費、役務費、使用料、原材料費、公有財産購入費、備品購入費、扶助費、補償補填、償還金、積立金、他会計繰出金等

○平成20年度一般会計予算 203億8千万円 全体経費の64%

外部発注業務 工事 160~200件 44億円

（工事、委託、補助、負担金等）

○平成20年度
一般会計予算
112億7千万円

全体経費の36%
(316億5千万円)

委託 1,109件 36億7千万円

- ①管理委託 202件 11億798万円
(施設指定管理、施設管理運営、環境整備)
- ②業務委託 314件 13億1211万円
(事業運営、車両運行、検診予防接種、専門・資格業務、情報処理、講座・イベント等、事務)
- ③調査設計 134件 7億3101万円
(測量・設計・監理等、調査・検査等、計画)
- ④保守点検 290件 3億4235万円
- ⑤清掃委託 135件 1億3455万円
- ⑥警備委託 34件 4139万円

補助金・交付金 129件 15億6千万円

- ①地域づくり 16件 1億7795万円
(校区・地区助成金・奨励金等)
- ②福祉医療 20件 6億88万円
(社会福祉協議会・老人クラブ・子ども会等活動費補助、医療機関運営補助金等)
- ③環境 10件 9795万円
- ④産業振興 32件 5億4500万円
- ⑤都市基盤 15件 8178万円
- ⑥教育文化 16件 5730万円
(国際交流協会・PTA・文化協会・体育協会・スポーツ運営補助、文化ホール事業支援等)

負担金 15億円

貸付金・出資金 1億2千万円

市民、市民活動団体、事業者による市民公益活動・事業活動等

市民・市民活動団体・事業者による「自己の目的」を実現するための活動

- A. 幸福追求活動 …… 市民が自身の幸福を追求するための活動、市民活動団体の構成員の幸福を追求する活動
- B. 事業活動 …… 事業者・市民活動団体の対価を得て行う事業活動（利益を目的とする活動を含む）
- C. 市民公益活動 …… 自主的に取り組むまちづくり及び社会貢献を目的とする活動

B. 事業活動のうち、市の機関の業務を受託する場合

事業者等に工事発注する場合など

専門事業者等に委託する場合 専門事業者・団体等 ■内容：検査・調査・設計・工事監理・管理・運営等

- 業務の効率化・経費削減等の観点から、外部委託する方針の出された業務について委託実施する。
- 技術的に市で実施できない場合や、市の直接実施に比較して費用が少なく効果が大きなものを委託実施する。
- 指名願提出によって、執行力など受託資格を審査。 ○基本的には競争入札(コンペ含む)による選定。

市民活動団体に委託する場合 市民活動団体（地域コミ含む）■内容：管理・行事開催等（各種教室等）

- 技術的に市で実施できない場合や、市の直接業務より費用が少なく効果が高いものを委託実施する。
- 指名願提出によって、執行力など受託資格を審査。 ○基本的には競争入札(コンペ含む)による選定。

委託の課題

業務自体の民営化、市民協働の推進が必要となっている。

適性検討、責任区分明確化等による外部委託の推進による効率化を図る必要がある。

事業者や市民活動団体等からの委託業務提案を検討する仕組み設ける必要がある。

C. 市民公益活動 ○市民、市民活動団体及び事業者が取り組むまちづくり活動

市の支援を得て取り組むまちづくり活動

環境整備
・
情報提供
・
人的支援

財政的支援 *市民公益活動を促進させるための支援、行政活動・市民公益活動の境目にある事業を含む

分野・事業別の指定補助金

- ①地域コミ等の活動 ②福祉・医療の活動
- ③環境の活動 ④産業振興の活動
- ⑤都市基盤の活動 ⑥教育・文化の活動

補助金による市民公益活動の促進

市民提案型の補助金

- 対象：分野・事業別補助金に該当しないもの
- 条件：特定団体・事業の長期継続補助は不可
- 展開：自立促進、有益な事業は分野・事業別補助に移行
- 資金：基金運用益の範囲内（総額約200万円）

補助率の考え方

100%補助
市に代わって実施
する事業※実質委託

補助率2/3
特に政策的支援

補助率1/2
一般補助の上限

補助の課題

補助対象団体・事業の
固定化・既得権化を改
善する必要がある。

既存補助金には、委託の事業が
含まれていることから、補助・委
託の整理を進める必要がある。

補助事業の結果・成果
の明確化・評価・公表
を進める必要がある。

他の地方公共団体、市が加入する団体等

田原市の市民協働まちづくり事業補助金制度（素案）について

－ 市民公募型市民公益活動補助制度（素案） －

（目的）

市は、市民の連帯強化、地域振興及び市民公益活動の促進を図ることを目的に、田原市市民協働まちづくり条例（平成20年3月26日条例第1号）第19条の規定に基づき、田原市市民協働まちづくり基金を設置しています。

「田原市の市民協働まちづくり事業補助金制度（素案）」は、市民活動団体が提案するこれまで支援されていない公益活動分野で、その活動の自立を促し、目的を達成するため、市民活動団体が実施する事業に対して、基金の運用から生ずる収益及び一般寄付の積立額の範囲内において、必要経費の一部を補助するものです。

1 対象となる事業及び事業の分野

- ・対象となる事業は、地域で抱える社会的課題の解決に向けて、公共性及び公益性が高いと認められる若しくはそうした期待がされる次のいずれにも該当する事業です。

（1） 市内で実施される事業又は市民に対して実施される事業

（2） 事業の計画、事業の効果及び収支計画が明確である事業

- ・対象となる事業の分野は、先駆性及び創意工夫など市民感覚の柔軟なアイデアや発想のある次のいずれかに該当する事業です。

（対象17分野）

- 1 健康、医療又は福祉の増進を図る事業
- 2 社会教育の推進を図る事業
- 3 まちづくりの推進を図る事業
- 4 学術、文化芸術又はスポーツの振興を図る事業
- 5 環境の保全を図る事業
- 6 災害救援活動事業
- 7 地域安全活動事業
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- 9 国際協力の活動事業
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- 11 子どもの健全育成を図る事業
- 12 情報化社会の発展を図る事業
- 13 科学技術の振興を図る事業

- 1 4 経済活動の活性化を図る事業
- 1 5 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- 1 6 消費者の保護を図る事業
- 1 7 各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言若しくは援助の活動事業

2 対象外となる事業

・対象となる事業でも、以下の事由に該当する場合は補助対象になりません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 地域への波及効果より会員相互の受益割合が高く、かつ、参加費等で十分運営可能な事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (8) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業
- (9) 交付決定時において事業を着手している事業
- (10) 過去に3回、本補助金の交付を受けている事業
- (11) その他、田原市が補助をすることが不適当と認められる事業

3 応募団体の要件

・応募団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理がなされている団体

4 応募できない団体

・応募団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募することができません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- (3) 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- (4) 公序良俗に反する団体
- (5) 過去5年間、同じ構成員で3回本補助を受けている団体、または、補助事業の不執行により取消し等の処分を受けた団体

5 補助金の交付の対象となる経費、対象とならない経費

・以下の表のとおりです。なお、事業実施団体が支出したことを明確に確認する必要があります。(日付や領収書の宛名が明確になっている等)

対象経費の項目	対象となる例	対象とならない例
人件費	事業の開催のために臨時に必要となる専門家（相談、指導など）及び会員以外の人員への賃金	団体の構成員に対する人件費や謝礼
報償費	催し等の講師、専門家、出演者等への謝礼金 事業に必要な国家資格等の専門性を持った団体会員への謝礼金	記念品、手土産代等 本事業にかかる団体代表者の謝礼金
旅費	講師、専門家、出演者等の会場までの交通費の実費	視察費、宿泊費、参加者及び団体構成員の交通費
食糧費	事業実施に必要不可欠な食事代や講師等の昼食代等	団体構成員だけの食事代等（お茶菓子、ジュース代含む）
需用費	消耗品費、印刷製本費	対象事業以外の材料費、印刷製本費等
役務費	切手代や宅配便料等の通信運搬費、事業の開催時にかける損害保険料等	対象事業以外の役務費、火災保険、地震保険、車両にかかる保険、事業開催時に参加者等が任意でかける保険料

委託料	団体構成員で行えない業務を外部に委託した費用	事業の再委託料、事務所の管理委託経費
使用料及び賃借料	事業のための会場等の使用料、事業実施にあたり必要な機材の借上料	補助対象事業以外の使用料
備品購入費	事業実施に必要不可欠な備品購入費（補助金限度額 1 万円以上 5 万円未満）	車両及び補助対象事業以外の備品購入費
その他経費	その他市長が必要と認める経費	用地取得経費、不動産登記費その他市長が社会通念上適切でないとした経費

6 補助金の交付額及び交付回数の限度等

・補助金の交付額は、予算の範囲内で交付します。

（１） 事業費が 40 万円以下の場合・・・補助対象経費の 2 分の 1
事業費が 40 万円を超える場合・・・20 万円

（２） 補助金の交付額は、1 事業につき 20 万円を限度額とし、1,000 円未満を切り捨てた額とします。ただし、補助対象活動によって生じる収入の合計額が、事業費（補助対象経費）総額を上回ってないこととします。

（３） 補助金は、単年度ごとの事業費に対して交付します。

（４） 複数年度にまたがる 同一の事業に対する補助金の交付回数は、原則として最長 3 回までとなります。ただし、複数年にまたがる事業は、年度ごとの事業実績で適切な評価がなされる事業に限ります。したがって、次年度も同一事業を申請する場合は、単年度ごとの申請に基づく審査により決定します。

7 選考方法

- ・提出された申請書の書類審査と公開審査会による審査基準に基づく審査を行い、その審査結果を最大限尊重し、審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で市が決定します。

（1）書類審査

- ・市において、応募事業の補助対象事業の適否、応募団体資格の有無及び添付書類の確認をする審査です。

（2）公開審査

- ・書類審査を通過した応募団体によるプレゼンテーションを参考に市民協働まちづくり会議から選出する5名の審査会委員による所定の審査基準に基づいた審査です。
- ・公開審査の審査基準は、公益性、必要性、連携性、先駆性、事業費の妥当性、発展の可能性、実現の可能性、自立継続性の8項目が審査基準となります。
- ・審査点数（50点満点）の平均点が高い団体から予算の範囲内（基金の運用益を限度）で補助します。
- ・公益性及び必要性の点数については、評価点を2倍して計算します。
- ・公益性及び必要性の項目が、審査員の一人でも0点を付けた場合、他の項目で高い点を得ていても補助対象とはしません。
- ・審査の参考として、既存の補助制度との関係や市の施策との適合の有無など市の関係部署の意見を添付します。

（審査点数）

点数	5	4	3	2	1	0
評価	補助対象として、特に適している	補助対象として、適している	補助対象として、普通である	補助対象として、劣るところもあるが一応可である	補助対象として、疑問がある	補助対象とすべきでない

（注）公益性及び必要性の審査点数は、2倍にして計算します。

(効果審査基準)

評価項目	評価の着眼点	点数
公益性	・ 地域振興に寄与する活動か ・ 社会に貢献する活動か	10点
必要性	・ 地域で抱える社会的な課題を的確に捉えているか（こういった課題のために、誰のために） ・ 社会情勢に応じてニーズは高いか ・ この補助制度で支援すべきか	10点
連携性	・ 市民の連帯強化を図れるか ・ 地域コミュニティ団体、非営利活動団体、ボランティア団体その他の団体との連携があるか	5点
先駆性	・ 市民ならではの先駆性・創意工夫・独自性などの柔軟な視点があるかどうか ・ 既に市の事業として実施していないか	5点
事業費の妥当性	事業費積算の妥当性 ・ 積算の精度（申請内容の収支や補助対象経費の積算は妥当か） ・ 費用対効果（事業費が最小の経費で最大の効果を狙っているか）	5点
発展の可能性	・ 市民公益活動を促進するか ・ 今後の成果の広がりが期待できる活動か ・ 課題解決の担い手づくりの裾野を広げる波及効果があるか	5点
実現の可能性	・ 事業の実施体制、事業計画、資金計画等が現実的、具体的であるか（あいまいな点、決まっていない事が多くないか）	5点
自立継続性	・ 自己資金調達の努力をしているか（寄付、協賛金呼びかけなどの努力及び参加費など受益者負担の妥当性） ・ 自立に向けた事業の継続性があるか	5点

7 活動成果の報告会

- ・事業終了後、実績報告書の提出のほかに、公開により開催する事業報告会（3月上旬）を開催しますので、活動の成果を公表していただきます。

8 その他

- ・関係書類の整備、必要な指示、検査等その他補助金に関する事項は、田原市補助金交付要綱によるものとします。

公募～事業化～事業評価の流れ

- 1 補助金事業認定申請書の提出（４月１日から４月３０日まで）
- 2 制度説明会（４月中旬）
- 3 書類審査結果の通知（市から通知）（５月上旬）
- 4 公開プレゼンテーションによる公開審査（５月中旬）・・・（審査会委員）
- 5 審査結果の通知（市から通知）（５月末）
- 6 交付申請書の提出（認定された場合の本申請）（６月上旬）
- 7 交付決定の通知（６月上旬）
- 8 事業の実施（交付決定の日から翌年２月末まで）
- 9 （変更の場合）変更承認等申請、変更承認等の決定
- 10 実績報告書の提出（３月上旬まで）
- 11 事業報告会（３月上旬）・・・（審査会委員）
- 12 交付の確定の通知（３月中旬）
- 13 交付請求書の提出（３月中旬）
- 14 補助金の振込み（４月下旬まで）

愛知県内自治体設置助成金(まとめ)

資料. 7

助成金制度の有無	27団体／62団体(43. 5%)	備考
(内訳)		
県	1/1(100%)	地域コミュニティ団体のみの補助除く
市	22／35(62. 8%)	
町	4／24(16. 6%)	
村	0／2	

(愛知県内助成金上限割合比較表)

助成金額の上限	助成金制度数	補助率								
		10/10	9/10	8/10	3/4	7/10	2/3	1/2	2/5	1/3
50, 000円まで	6	4	1							1
100, 000円	9	4	1					4		
150, 000円	2	1			1					
200, 000円	0									
250, 000円	1	1								
300, 000円	11	1	3	2		1	2	2		
500, 000円	4	2						1	1	
1, 000, 000円	4	2		1				1		
5, 000, 000円	2	1		1						

(愛知県内助成金補助率一覧表)

補助率	助成金制度数	1年目の補助率のみ
10/10(100%)	16	100%の補助率制度20の内、スタート制度は、8制度
9/10(90%)	5	
4/5(80%)	4	
3/4(75%)	1	
7/10(70%)	1	
2/3(66%)	2	
1/2(50%)	8	
2/5(40%)	1	
1/3(33%)	1	

